

球には不向きとされていた。

(パウリスタ年鑑より)

第七章 雑

第一節 各種統計

位置 ブラジルは、北緯5度10分から、南緯33度、西経34度45分から74度9分に亘り、大部分は、南半球に位し、日本と対しよ的位置を占めている。北は、ギアナ、ベネズエラ、コロンビア、南は、パラグアイ、アルゼンチン、ウルグアイに境し、西はボリビアと国境を接している。

面積 日本の約22倍に当る8,513,844平方軒で、ブラジルは地理的に北部、北東部、東部、南部、中西部の五区域に分けられる。

南部	(9.69%)	(825,357平方軒)
サンパウロ州	2.9%	247,222平方軒
パラナ州	2.36%	200,857平方軒
サンタ・カタリーナ州	1.1%	94,798平方軒
リオ・グランデ・ドスール州	3.32%	282,480平方軒
中西部	(22.06%)	(1,877,733平方軒)
マツト・グロッソ州	14.74%	1,254,821平方軒
ゴヤス州	7.32%	622,912平方軒

此の南部及び中西部の移住業務は、海協連サンパウロ支部が所轄とし、同支部は、リオ・グランデ・ドスール州及びパラナ州に出張所を置き業務の完遂を期している。(1961年8月よりポルトアレグレ支部が開設され、サンタ・カタリーナ州、およびリオグランデ・ド・スール州管内の移住業務を新支部が継承する。

気象

各首都の気温(1956年調査資料より)

首都名	年間平均気温	最高気温	最低気温
サンパウロ	17.8°C	24.0°C	13.6°C

クリチーバ	16.4	22.7	11.8
フロリアノポリス	20.0	25.0	15.9
ポルト・アレグレ	18.5	24.4	12.2
クヤバ	27.1	30.0	23.8

政 治 連邦州議員選挙

1958年10月3日の選挙で選出された州別下院議員数は次の通り（但し、南部中西部分）

州 名	下院数	州議員数
サンパウロ	44人	91人
パラナ	14	45
サンタ・カタリーナ	10	39
リオ・グランデ・ドスール	24	55
ゴヤス	8	32
マット・グロッソ	7	30

貿 易 主要農産物の輸出比率（1956年調査）

珈 琲	69.49%	松 材	2.25%
精 棉	5.80%	フーモ（煙草）	1.34%
カカオ	4.53%	カルナウバ蠟	1.17%
エマチタ	2.37%	シザール麻	1.01%

伯国の珈琲輸出货量と国名（但し1~8月迄分）

国 名	1957年	1958年
米 国	5,366,042俵	4,305,525俵
スエーデン	425,041	488,823
ドイツ	420,384	435,466
並 国	415,754	392,523
仏 国	333,765	332,746
デンマーク	261,967	280,337
フィンランド	214,756	222,477

イタリア	174,196	210,776
ノルウェー	186,483	177,041
ベネラックス	94,378	157,142
オランダ	154,091	117,231
カナダ	154,091	117,231
アラブ連合	29,865	70,625
スペイン	29,444	70,154
ギリシャ	54,082	58,576
その他	397,641	420,483
合計	8,704,602俵	7,841,043俵

主要輸入物資 (1957年, 単位 1,000弗)

食糧	170,569	小麦	104,177
燃料	281,404	石炭	10,241
ガソリン	19,844	燃料油	37,250
原油	116,683	トラクター	39,002
原材料	198,275	薬品	18,642
鋼	21,807	車輻	189,605
苛酸ソーダ	9,099	トラック	20,340
セルロイド	24,649	トラックシャーシ	48,874
鉄鋼	9,564	材料器具	226,391
製品	327,221	畜産物	1,956
有刺鉄線	13,075	その他	74,762
ブリキ	26,986	計	1,488,826

年度別伯国主要物産輸出表

生産品別	1956年		1957年		1958年	
	1,000担	U.S. 1,000万弗	1,000担	U.S. 1,000万弗	1,000担	U.S. 1,000万弗
砂糖	19	2	424	46	759	57
棉花	143	86	66	44	40	25

バナナ	188	12	218	13	271	11
ココア	126	67	110	70	104	90
珈琲	1,008	1,030	859	846	773	688
肉及その製品	15	7	33	13	51	25
バラナウーバ	31	13	30	12	29	12
カルナール麻	12	17	12	19	11	18
シザール麻織	107	15	85	11	86	11
煙草	31	20	29	18	30	15
ココア・パタ	12	11	15	20	15	26
コマテ	58	15	55	14	57	15
鉄	2,745	35	3,550	48	2,831	39
マンガン	260	8	798	38	664	30
マモナー	20	5	48	17	55	14
皮	17	10	18	10	24	10
石油及その製品	—	—	143	3	1,330	26
松	388	34	817	64	672	52
その他製品	570	95	403	86	495	79
合計	5,750	1,482	7,713	1,392	8,297	1,243

年度別主要物産輸入表

品目別	1956年		1957年		1958年	
	1,000 噸	U.S. 1,000 弗	1,000 噸	U.S. 1,000 弗	1,000 噸	U.S. 1,000 弗
化学肥料	446	24,887	547	32,099	566	31,113
アルミニウム	13	10,416	13	8,288	14	8,067
有刺鉄線	80	16,043	90	18,895	25	5,310
乗用自動車(台)	1,927	4,357	3,071	7,355	5,682	8,472
干鰯	37	21,666	36	20,435	16	8,785
曹達灰	87	6,122	75	4,637	75	4,332
ゴム	4	2,762	9	6,746	17	11,607
トラック、バス、急救車及類似品(台)	4,954	10,396	9,030	21,574	12,589	13,317
石炭及歴晋炭	883	18,887	886	19,402	557	8,920
製紙用セルローズ	119	24,887	137	24,649	104	16,243
鉄鋼板	123	31,948	149	39,740	70	18,201
トラック、バス及類似品用シヤシ(台)	10,599	28,490	21,077	48,874	40,587	75,560
銅	21	22,397	30	21,807	27	15,462
食卓用果物	90	19,514	70	18,459	29	7,221

ガソリン	754	38,404	703	38,651	965	46,468
殺虫剤類	10	8,846	6	5,956	6	7,257
シープ(台)	2,394	2,547	9,309	8,816	15,453	11,150
機関車及貨車(台)	62	4,652	134	16,355	151	24,274
麦芽	55	10,715	48	9,176	53	9,196
機械器具及部品	86	156,863	104	226,392	94	216,388
フェール油ジゼル油	2,986	77,770	2,473	71,177	2,802	71,860
潤滑油	194	29,726	190	17,507	157	12,577
新聞用紙	136	27,319	173	35,074	141	26,779
紙類(用途その他)	29	13,020	33	10,553	31	9,367
原油	4,889	106,070	4,846	116,683	5,652	133,266
燈油	599	22,787	391	15,955	309	11,210
苛性曹達	128	13,371	91	9,099	88	8,134
トラクター(台)	4,750	16,179	8,177	39,002	8,276	40,782
小麦及小麦粉	1,476	115,254	1,466	107,561	1,539	116,192
レール及附属品	8	1,753	84	13,450	75	11,655
その他製品	678	347,986	767	454,461	683	363,716
合計	13,948	1,233,884	13,512	1,488,826	14,203	1,352,881

(1959年11月15日付ブラジル経済情報より)

ブラジルの対日本輸出 (C. I. F.) (単位 100万円)

品名	1959年		1958年	
	数量	価格	数量	価格
砂糖	94,784mt	2,858	69,830mt	2,434
大豆	28,554mt	1,345	27,884mt	1,249
原羊毛	1,032,012kg	455	—	—
繰綿	27,247,751kg	5,481	17,486,176kg	4,508
クズ綿	455,689kg	63	—	—
鉄鉱石	155,930mt	1,036	46,919mt	442
その他	—	1,847	—	1,121
合計	—	13,688	—	9,756

日本からブラジルの輸出 (F. O. B.) (単位 100万円)

	1959年		1958年	
	数量	価格	数量	価格
医薬品	35,979kg	45	63,124kg	216
化学肥料	530mt	7	3,726mt	56
鉄鋼材				
総括	126,840mt	6,586	55,088mt	3,834
棒鋼形鋼等	2,951mt	54	449mt	58
板メッキしないもの	20,750mt	933	7,844mt	798
板メッキしたもの	1,177mt	94	11,974mt	886
鋼管鋳鉄管及其の附属品	2,233mt	146	7,846mt	567
繊維機械及其の附属品	105mt	37	2,263mt	568
ミシン	529台	11	12,726台	181
計	14,916kg		239,686kg	
鉄道車輛及部分品	538mt	43	4,176mt	2,312
船舶	1	3,300	1	1,063
	21,651gt		1,600gt	
光学機器	45,004kg	107	92,666kg	262
玩具	41,883kg	15	104,701kg	45
その他	—	1,962	—	4,222
合計	—	13,446	—	15,074

(註) 出所：日本関税協会

伯国への外国投資

伯国は、世界各国中で、外国投資がもつとも活発に行われている国であるが、外国投資の形態としては、設備、機械の無為替輸入による方法と、現金投資による方法とがある。

前者は、この国への投資の代表的形態であり、米国、ドイツ、スイス、英国をはじめ、世界各国より投資が行われている。

1955年より1959年6月末迄の国別、年別、外国投資額を述べる。

指令第113号に基づく外国投資表

(単位 1,000us\$)

年 度 国 名	1955年	1956年	1957年	1958年	1959年 6月末迄	合 計
米 国	16,576.50	19,323.10	66,333.10	59,377.10	18,243.60	179,854.40
ド イ ツ	4,379	12,058.20	9,702.20	30,034.10	9,904.60	66,078.10
英 国	5,304.60	643	3,500.80	1,377.70	670.20	11,496.30
フ ラ ン ス	2,083.80	4,532.60	1,472	2,947.60	6,504.90	17,541.10
日 本	—	300.20	6,762.20	1,625.80	6,957.90	15,647.10
ス イ ス	2,344.90	2,835.50	14,262.20	3,775.90	4,151.30	27,369.80
イ タ リ ー	3,181.70	1,487.60	1,283.40	676.50	3,578.50	10,207.70
ニュージーランド	2,182.70	227.80	54.50	298.30	449.60	3,212.90
スウェーデン	75	263.50	783.90	537.70	255.10	1,885.20
ベルギー	12.60	395	3,660.80	550.80	161.70	4,780.90
パ ナ マ	—	118	2,712.90	219	650.30	5,672.80
カナダ	847.70	4,194.50	2,856.40	215.50	728	8,843.80
デンマーク	—	344.10	—	—	—	344.10
メキシコ	149.60	315.30	—	—	70	534.90
ウルグアイ	345	72	46.60	—	—	463.60
ノルウェイ	—	—	2.60	72.60	—	75.20
ポルトガル	1.10	—	—	—	—	1.10
ベネツェラ	89.90	177.70	1,918.20	—	41.60	2,227.40
アルゼンチン	663.40	500.10	—	2.60	142	1,308.10
キューバ	—	—	2,747.40	—	—	2,747.40
シ ナ	394.70	—	—	—	—	394.70
リベリア	662	—	—	—	—	662
フィンランド	114.60	—	—	—	683	683
そ の 他	114.60	—	1,054.90	—	—	1,169.50
合 計	39,408.50	47,788.80	119,230.30	103,615.20	53,162.30	362,205.10

(1959年11月15日付ブラジル経済情報より)

1955年1月より1959年6月末迄に指令第113号に基づく外国投資会社中、50万us\$以上の伯国会社に投資している日本の会社は次の通りである。

但し、その後新規に伯国に会社を創設したものもあるが、含まない。

外国投資会社名	伯国会社名	部 門	額(千弗)
石川島重工業株式会社	Ishikawajima do Brasil Estaleiros S/A	造船	6,782
小野田セメント会社	Cimento Portlando Onoda Cesar	セメント	3,118
トヨタ自動車会社	Toyota do Brasil Ind. e Com. Ltda.	自動車	1,591
豊和工業株式会社	Industria Mecanica Howa do Brasil	織機	1,473
倉敷紡績会社	Lanificio Kurabo do Brasil	織物	1,436

その他、東洋紡、海外機械興発、パイロット万年筆、味の素、土井丸栄陶器、西沢シン、長岡商工（伯国第一物産）、大洋漁業、日本冷蔵、ブラジル農工（日商）、ヤンマーヂーゼル、ミナス製鉄、新潟ブラス（新潟鉄工及山梨工務所）及び久保田鉄工（マルキユウ）等が進出してきており、相当額日本より投資している。

対伯進出の日系商社企業等については後述するので参照され度い。

国際収支

伯国の国際収支は、1955年、56年は黒字であつたが、1957年赤字に転じ、1958年も再び約300万ドルの赤字で越年している。即ち

	1957年	(単位100万弗)	1958年
輸出 (F. O. B.)	1,365		(F. O. B.) 1,243
輸入 (C. I. F.)	1,270		(C. I. F.) 1,353
受入サービス	410		受入サービス 410
経常取引	315		資 本 373
資本収支	255		不足額 263
受取	(425)		
支出	(170)		合計 2,043
その他及び過誤	69		支払役務 313
過不足	129		資 本 316
			誤差脱漏 61
合計	2,211		合計 2,043

伯国農産物生産表

農生産物名	1956年			1957年		
	面千ヘクタール	量1,000噸	価格100万cr\$	面千ヘクタール	量1,000噸	価格100万cr\$
アバカ	6	279	251	7	292	267
インアップル	19	129	419	20	142	447
シザール	105	102	502	107	121	587
アルファ	28	225	459	27	222	452
棉	2,663	—	—	2,405	—	—
実	—	762	2,091	—	753	2,059
精	—	400	12,318	—	383	11,921
ニ	10	23	319	10	24	341
落	164	181	913	168	185	935
米	2,555	3,489	19,933	2,471	4,076	23,656
燕	23	19	82	22	61	70
オリブ	0	0	4	0	0	5
バナ	162	224	3,956	166	234	4,142
甘	116	1,043	1,432	115	1,094	1,508
馬鈴	185	1,003	3,820	180	996	3,800
カ	376	161	2,504	391	167	2,602
珈	3,412	979	30,528	3,661	1,393	43,715
甘	1,124	43,976	11,746	1,142	46,576	12,449
柿	1	98	41	1	103	42
栗	0	0	1	0	0	2
玉	37	200	804	36	185	754
裸	26	20	92	25	20	89
大	26	30	146	27	30	146
紅	5	1	38	5	1	39
ゴ	64	303	824	65	307	837
モ	93	38	252	94	43	286
フ	2,257	1,379	12,274	2,335	1,685	15,193
大	81	115	412	97	121	436
無	2	277	102	2	303	114
煙	180	144	2,045	183	142	2,038
シ	26	32	306	26	35	325
密	85	6,897	2,639	87	7,442	2,882
レ	5	499	149	6	539	160
亜	50	29	188	48	29	188
林	2	80	55	2	83	57

マ	モ	一	ナ	207	161	757	221	193	916
マ	ン	ジ	カ	1,178	15,316	9,219	1,186	15,222	9,533
マ		ン	ゴ	36	1,735	555	36	1,814	589
マ	ル	メ	ロ	6	126	56	8	134	61
西			瓜	81	59	269	87	63	307
メ		ロ	ン	5	3	18	5	3	18
玉		蜀	黍	5,998	6,995	20,244	6,051	7,707	22,747
胡			桃	1	0	10	1	0	8
	梨			3	257	81	3	248	79
	桃			7	510	146	8	537	152
胡			椒	1	2	186	2	2	199
ク	ン	ジェ	リー	12	1,165	320	13	1,257	348
ト		マ	ト	24	266	1,322	25	311	1,454
小			麦	1,340	1,296	8,995	1,267	1,199	8,322
ト		ン	ゲ	5	6	20	5	6	21
ブ		ド	ウ	50	357	1,634	53	389	1,780
総 計				22,842		155,478	22,902		179,077

1959年の伯国農産物生産表は第六章南伯農産物事情の統計に記述してある。

交通, 国内鉄道延長軒数(1956年調査統計より)

線 名	国内線 軒の%	延長軒数 km	線 名	国内線 軒の%	延長軒数 km
モ ジ ア ナ 線	5.07	1,874	ナ ザ レ ー	0.88	324
バ ウ リ ス タ 線	5.83	2,156	リオグランデ・ドスール	10.02	3,710
アララクワラ線	1.30	482	フェデラル・レステブラ	6.88	2,545
ブラガンサ線	0.79	294	ジレイロ		
ブラガンチーナ線	0.29	107	コ ル コ バ ー ド	0.01	4
カンボス・ド・ジョルドン線	0.13	47	バ イ ア・エ・ミナス	1.57	582
セントラル線	10.08	3,729	セントラル・ド・ピアウイ	0.52	194
ノロエステ線	4.77	1,764	ミネイラ・デ・ヴィアソン	10.78	3,989
サントス・ジュンジャイ	0.38	139	ゴ ヤ ス	1.29	478
サンパウロ・ミナス	0.49	180	イ リ ウ ス	0.35	128
ソ ロ カ バ ナ	5.60	2,072	イ タ バ ボ ア ナ	0.09	33
パラナ・サンクカグリー	7.21	2,666	グアイラーポルトメンデ	0.16	60
ナ			ス		
サンク・カグリーナ	0.44	163	ジャクイレオ・ホルジー	8.26	3,057
ドナ・テレーザクリスチ	0.71	264	ナ		
ーナ			マ デ イ ラ・マ モ レ	0.96	366
			モ ン テ・ア ル ト	0.09	32

モーロ・ペーリヨ	0.22	8	トカンチンス	0.32	117
モソロー	0.76	281	ビトリアーミナス	1.54	569
パルマレスーオソリオ	0.15	55	ポトランチン	0.04	14
ブルスーピラボラ	0.04	16	セアレENSE	4.31	1,596
サンパイオ・コレイア	1.03	380	ノルデステ	5.03	1,863
サンルイス・テレジンニヤ	1.33	492	合計	100.%	36,997

外国移民

内国移殖民院統計課では、1940年から1959年までの間にブラジルに入つた移民数を次のように発表しているが、この中にわ日本よりの移住者も含まれている。

1940年	18,449人	1950年	35,492人
1941	9,938	1951	62,594
1942	2,627	1952	88,150
1943	1,345	1953	80,242
1944	1,612	1954	72,248
1945	3,230	1955	55,166
1946	13,039	1956	44,806
1947	18,753	1957	53,613
1948	21,568	1958	49,839
1949	23,844	1959	44,520

この数字をみると、1942年から1945年までは、戦時中の影響で減つていた移民も戦後各国の状態が平常化するにつれて増えてきている。ところが、1954年以降は逆にまた減少をたどっているのがみられ、これは、宣伝不足や適切な措置が行われなかつた結果だとみられる。

なお、一方呼寄移民は次のようになっている。

1953年	9,423人	1957年	6,947人
1954	14,199	1958	4,839
1955	8,719	1959	6,822
1956	6,096		

また、再渡伯者は次表のようになっているが、これら再渡伯者は、ブラジルのために同化の上で好結果をもたらしている。

1955年	16,650人	1958年	20,621人
1956	18,949	1959	22,185
1957	23,573		

日系コロニアの人口統計 (1957年のコロニア実態予備調査より)

サンパウロ州

区	域	家族数	男	女	合計
サンパウロ	市内	11,572	31,895	30,432	62,327
サンパウロ	市郊外	6,624	21,104	19,803	40,907
セントラ	ル	2,963	9,495	8,716	18,256
サントス	・ジュキア	1,729	6,025	5,573	11,598
パウリス	タ	2,864	9,889	9,103	11,992
アルタ	・パウリス	7,563	26,494	25,461	51,955
アララ	・クワラ	1,694	6,201	5,938	12,139
ソロカ	・バナ	5,000	16,797	15,889	32,686
ノロ	・エステ	6,319	23,237	22,079	45,316
ブラガ	ンチーナ	661	1,935	1,750	3,685
サン	パウロ南部	1,549	5,549	4,893	10,442
モジ	ア	819	2,716	2,652	5,368
計		49,357	161,337	152,334	313,671

註 1958年にコロニア実態調査委員会は、57年の予備調査にもとづき、本調査を行つたが、それによるとサンパウロ市内の日系人口は、77,858名となつており、現在はそれよりも増加しているものと考えられる。この数はサンパウロ市全人口の40分の1に当る。

その他の州

区	域	家族数	男	女	合計
パラ	ナ州	9,292	33,966	31,941	65,907
ミナス	・ゼラエス州	381	1,118	1,073	2,191
マツト	・グロッソ州	1,199	4,288	3,758	8,046
リオ	・デ・ジャネイロ州	951	2,796	2,580	5,376
ゴ	・ヤス州	237	918	884	1,802

リオ・グランデ・ド・スール	147	396	305	701
リオ・グランデ・ド・ノルテ	14	30	21	51
バイア州	47	141	123	264
ベルナンブーコ州	29	57	71	128
エスピリットサント州	10	20	12	32
サンタ・カタリーナ州	14	31	19	50
アマゾナス・ロンドニア パラ・アクレ・アマパ・マラニ オン・リオブランコ各連邦直轄区	1,206	3,459	2,952	6,411
総計	62,934	208,557	196,073	404,630

第二節 移住関係ブラジル諸法令抜粋

1 憲法

1938年11月10日公布の前憲法は、バルガス大統領の独裁憲法であり、移住民に関しては、次の条文があつた。

第151条 移民の入国、分配及び定着は、法律の規定する要求と条件に基づかなければならない。但し、各国移民の年入個数は、当該移民の最近50年間に定着した総数の2分の範囲を越ゆることが出来ない。

併し、現行の憲法(1946年9月18日公布)は、前者が独裁憲法に対し、所謂民主主義憲法で、日本移民禁止の条項が危く挿入されそうになつた経緯があつたが、移住民に関する限り2分制限制度が除外されているので、日本人移住者におつた特権となつてゐる。

同憲法の移住民に関する条文は、

② 第161条 移住民の撰択、入国、配置及び定着は、法律の定めるところに従つて、国益の要求に応じようこれを定める。

④ 単項 移民の事務を指導し、且つこれを帰化及び植民の事務を調整させることと連邦の一機関がこれに当る。植民に當つては、内国人を善用しなければならぬ。

註 この単項により移植民院(INIC)の設置と内国人の優先を明らかにして

いる。

2 移殖民に関する法規

移殖民に関する現行法規は、旧憲法に基づき定められたもので、現状に即さない点が多く、複雑且つ不統一の観があるが、次の3法に基づいている。

A 外国人入国法（1938年5月4日付大統領令第406号）

B 外国人入国法施行細則（1938年8月20日付政令第3010号）

△ C 移殖民法（1945年9月18日付大統領令第7967号）

但し、実質的には、C移殖民法に抵触しない限り、旧外国人入国法に有効に存続すると一般暫定規定に規定されているので、移殖民法が基本的なものである。

3 移殖民法

現行移殖民法で、対伯日本移住者に関係のある条項を挙げると次の如きものがある。

第1編 外国人の伯国入国

第1章 入国許可

第2条 移民の許可に関しては、国内労働者の利益を保護すると同時に、伯国人の人種構成上、欧州系の最良特質を保存し、且つ発達せしむる事に留意すべし。

註 伯国の移住政策の根本方針として、内国人移住者（国内労働者）の保護とヨーロッパ移住者の優先を明らかにしている。

第3条 各国の自由移民数は、毎年各国籍につき、1884年1月1日より1933年12月31日迄に入国せる総数の2分を超過するを得ず、当該管理機関は一国籍の割当数を3,000人迄引上ぐることを得、又前年の不足数を利用せしめる事を得。

事項 新政府成立の場合は、特に国籍並に在伯外国人国籍に基き割当数を定められるものとす。

註 旧憲法に基づく2分割限制制度（自由移住者）に関するものであるが、新憲法では2分割限制制度が除外されているので、法的根拠は薄弱である。

第4条 左記に該当する外国人は割当数より除外す。

- A 一時的入国外国人
- B 伯国人と婚姻したる外国婦人又は寡布及び伯国婦人と婚姻したる外国人男子
- C 伯国生れの子を同行する外国人
- △ D 第3編第1章の規定に基き伯国に誘入されたる外国人

註 第4条D項については計画移住者 (Imigração Dirigida) に関するもので、同法38条に規定している(後述)。

第9条 永住査証は決定的に伯国に滞在し、且つ永住せんとする条件にある外国人に許可せらるるものとする。

註 自由移住者で、日本では呼寄移住者といっているものに対するの条文である。

第10条 特別永住査証は、前条規定条件にある外国人にして第4条の規定に基き、割当数より除外せられたる者に許可せられるものとする。

単項 特別永住査証の許可は、予め当該管轄官憲に依りて撰択区別せられるものとする。

註 日本でも計画移住者と呼んでいるものに対するの条文であり、INIC 扱のもので、例へば松原枠、辻枠、パウリスク養蚕枠、コチア産組枠にて渡伯する者は同条に依り査証が許可される。

第11条 左記に該当する外国人に対しては査証を許可せず。

- A 両親又は責任者と同行せず又は呼寄に非ざる14才未万の者
- B 貧困者又は浮浪者
- C 保健に関する規定に適合せざる者
- D 公の秩序、国の安寧又は制度に有害なもの
- E 會て追放処分を受けたる者、但し右処分を取消されたる場合は此の限りにあらず。
- F 伯国の法律に照し犯罪人引渡処分を附すべき性質の罪を他国に於て犯し、形の宣告を受けたる者。

第12条 永住査証を受けむとする外国人は、左記書類を領事官憲に提出す

べし。

A 旅券 B 健康証明書

第1款 単独旅行者にして呼寄に非ざる60才以上の外国人は其生活保証として、管轄機関の規定せる月別収入の存する事を証明すべきものとす。

第2款 永住査証の許可には、別添表記載の手数料を支払うべきものとす。

第3款 第10条規定の特別永住査証許可は、無料とす。

第16条 如何なる査証も有効期間をその許可の日より起算して90日とし、改めて手数料を支払う場合には更に同期間を延長し得るものとす。

單款 査証には、外国に於て伯國へ向け継続旅行を開始すると同時に効力を発するものとす。

第24条 規定の渡伯査証無き外国人は入國するを得ず。例へ査証及び書類完備し居るも第11条規定の拒否に該当する外国人は上陸するを得ず。

第25条 総ての外国人は國境通過又は上陸に際して、檢閲を受くるため官憲に対し、旅券及び領事館鑑識票を提出すべし。

第1款 官憲は例外として査証のため伯國領事官憲に提示せる書類の提出を要求することを得。

第2款 如何なる外国人も監督官憲の檢閲無き旅券をもつて上陸するを得ず。

第3款 旅制に連記せられおる18才未滿の者に対しては、本条件規定を適用せず。

第2編 第1章

第30条 18才以上の外国人は伯國入國の日より起算し有効日8日間以内に所轄登録事務局に出頭し、登録するを要す。但し、不可抗力の場合は之を延期することを得。

第1款 18才未滿の者にして滿18才に達したる場合は、当該管轄官憲に申請し、有効日15日以内に登録を受くべし。

第2款 永住登録をなせる外国人に対して本人鑑識並に居住の証明書を
給せらる。

第32条 登録を受くるには、伯国領事館に提示せる旅券並びに鑑識書類を
提出すべし。旅券は請願書と別個に返還せらるるものとし、其他の鑑識
書類は係官に依り文庫に保存せらるるものとす。

第3章 (出国及再渡航)

第36条 永住登録の外国人にして伯国を過去する者は、別添表規定の出国
税を納め、且つ規定条件を充せる上出国査証を受くべきものとす。

第37条 永住登録の外国人にして伯国を1年間不在にする者は、伯国に於
ける合法的滞在を証明せる書類の提出に依り帰伯する事を得。但し、右
不在期間は伯国領事官憲の認定により更に1ケ年延期する事を得。

事項 伯国人の配偶者、伯国人と婚姻せる寡夫又は、寡婦並に伯国出生
の子女と同行する者も又、本条規定の資格を有す。但し、不在期間を
2カ年とし、同期間延期し得る。

第3編 植民

第1章 誘入植民 (計画移民)

第38条 政府会社又は個人が移民の宿泊、配膳を取扱いて移民輸入を企画
する場合は、之れを誘入移民と称す。

第1款 労働に適する15才より50才迄の者、少くとも3人を含む家族に
優先権を与う。

第2款 本章の目的遂行のため公益に基きて定められたる移民奨励規定
は法律と同様の効力を生ずるものとす。

第36条 誘入移民は聯邦政府管轄機関に依り管理せられ、募集契約条件を
含む許可条件を明記せる^{募集}許可証を以つてのみ^{誘入}申請すべきものとす。

事項 募集、管理及び外国移民の受理は移民専門家及び衛生技師之を行
う。

第40条 第38条規定の会社は左の通り区別する。

1 農業者、工業労働者の撰択、輸送、宿泊、誘導を取扱う移民会社

2 政府又は(1)に該当する会社並に移民事務を取扱う会社に依り誘導せられたる移民を、其の所有地に受対し就地せしめる植民会社

3 前二者の業務をなす移植民会社

第45条 第38条規定の誘入移民の形成を以て伯国に入国し、規定の労働契約をなせる外国人は、その契約期間中、管轄機関の許可及び契約の解除又は変更無き限り、他に就働する事を得ず。

単款 右の義務は、領事館査証及び伯国合法滞在証明書に明瞭に記載すべきものとす。

第46条 労働者の土地への定着、地方の経済的利用及び農村地帯の生活、健康、教育、技術の標準向上を促進するを植民するという。

第48条 植民は左記事項に依て為さる。

- 1 荒蕪地又は人口稀薄なる地への植民
- 2 田野を売却、贈与又は、特許譲与せむがため土地の地区割を行い土地建物の所有を容易ならしむ。

第49条 前条規定並に現行法規に依り区分されたる土地を総括して植民地と称する。

第50条 植民地中最低30%のロッテは伯国人植民者に譲渡又は売却せられるべきものとす。残余は、他の國籍の各々に最大限25%迄を公正に分配せられるものとす。

単款 伯国人植民地のため保有せられたる地区に伯国人の不足を生じた場合は、管轄機関の許可を得たる上、外国人をして所有せしむることを得。但し、ポルトガル人に優先権を与うるものとす。

註 此の条文により、植民の際の内國人及びポルトガル人の優先を明らかにすると同時に、外国人によるキスト構成を防止する意図の現われとみる事ができる。

第52条 植民地の開設及び管理は、本法令規則に規定されたる条件を遵守し、之に基き植民計画を立つべきものとす。

第53条 植民会社は前記計画の承認を得たる後に於いてのみ移民を受理し

就地せしめ得るものとす。

第54条 個人の立案に依る植民地は、1937年12月10日付法令の第58条規定に準拠する以外に聯邦植民事務局に登録するを要す。

第5編 違反及処罰

第62条 本法令規定に違反せる者は、次の各条規定に基き処罰せらるるものとす。

第63条 認下なくして外国人を伯國に誘入したる場合

1 外国移民誘入後認下さるべき条件を充して遂に認下を受けたる場合は200cr\$より1,000cr\$迄の罰金を課す。

2 右の条件を充さざる場合は國外追放に処す。

第64条 規定期間内に管理官憲に対する登録を怠りたる場合は遅滞の月毎に20cr\$の罰金を課す。

第66条 手続上不備なる外国人を使用或は衣食を給する場合は、100cr\$より500cr\$迄の罰金を課す。

第72条 違反行為は、夫々の調書に基き行政法により審査せらるるものとす。

第78条 左記に該当するものは、登録脱漏の故をもつて刑に服することなし。

- 1 伯國人の婚姻したる婦人又は寡婦
- 2 報酬を受くる業務に携わらざる婦人
- 3 伯國出生の男子を有する外国人
- 4 10年以上伯國に居住する外国人
- 5 農業者及び農村労働者

国籍の取得喪失に関する法規（1949.9.18付法律第818号）

国 籍

左記の者をブラジル人とす。

- 1 本國の公務にて存在せざる限り、假令その父母が外国人と雖も伯國にて出生せる者

2～3 省略

4 法律の定むる方式にて帰化せる者

農業者保護の諸規定

現在迄発令された農業者保護に関する諸規定について重要で、移住者に関係のあるものを次に略記する。

1 労働手帳に記載されている諸規定

A 農業経営者の義務

- a 聖州の農場主は、その農場の種類、大小の如何に関せず、農業労働者に労働手帳を交付せねばならぬ義務がある。
- b 独立農として珈琲園を経営し、借地して、棉作や馬鈴薯、野菜等の栽培にあたる者、果樹の経営主は養蚕に従事する者等で自家能力だけで他人を使用しない人は必要がないが、若し一人でも使用人を雇っている時は手帳交付の義務がある。
- c 農業労働者というのはコロノ、カマラーダは勿論、支配人、監督、請負人其他農場に働く凡ての従業員をいうのである。

B 手帳記入と効力

- a 労働手帳は26頁以後に契約文が載せてあるが、契約者の名前、耕地名、駅名、郡名等から最後に賃銀、条件を記入する様に空白があるから、之に必要事項をブラジル語で記入し双方が署名するのである。
- b 本手帳は1冊1.50cr\$で、労働局で下附される。
- c 本手帳の借方即ち労働者の受取分は雇主が現金支払の出来なかつた場合は、その労働者が、労働を提供した収穫物に就て一切の債権に優先し、先取特権が保証されており、場合によつては雇主の財産を差押える事も出来るが、この証書としては、農業手帳が一番有効である。
之の権利を第3者に対抗させる為には、公証人が無料で雇主の署名を認証して呉れる。
- d 農業経営者が適法の手帳を与へなかつたり手帳の貸借欄に貸借関係を明記しなかつたり、手帳の各葉に略署を欠いたり、署名を怠ると

100cr\$乃至500cr\$の罰金を科せられる。

- e 若し農場主が此の手帳を交付せぬときは、雇主に請求し、若し之を拒んだならば、労働局の交附の義務の履行を申請することが出来る。
- 第一農業労働者の給与に関する規定

Dividas Provenientes de Salarios de Trabajadores Agricolas

(1907. 3. 27法令6437)

債権の保証及取立

第1条 農業労働者が其労働から得た所の債権は、その労働者が労働を提供して得た所の収穫物に対して他の一切の債権に優先し支払われるように先取特権に依つて保証されている。

第1項 右の特権は、其労力を提供した農年度の収穫物のみに限られるのであつて、翌年度又は前年度の収穫物に対しては効力がない。従つて若し其年の収穫物だけでは労働者の受取分に足りない場合はその残額に付いては、普通債権者となるのである。

第2項 農業労働者とは、日傭人、コロノ、請負者、管理人、集者、マキニスタ其他の農場における使用人を云う。

労務雇用契約について

民法第1216条 物質的たると、精神的たるとを問はず、其報酬を受くることによりて総ての種類の労務の供給を約する事を得。

民法第1218条 当事者間の別段の定めなく、又は何等合意なき場合には、其土地の慣習、労務の時期及び其の性質を裁量して報酬を定む。

民法第1219条 其の報酬は、労務を終りたる後においてのみ之を支払うものとす。但し契約又は慣習によりて前払する時若しくは割賦払する時は、この例外とす。

民法第1220条 労務契約は假令労働者がその債務を弁済する為となると、又は特定の仕事遂行を目的とする時と趨も、其の期間は、4カ年以上たるを得ず。此の場合において、假令其仕事が完成せざる時と雖も4カ年を経過するによつて契約は終了せるものと看做す(1225条)。

註 雇用は原則として人的関係にあるもので、長期の契約は経済上不便を生じ、且労働者に過酷と見たるが為である。

民法第1222条 農業労働契約に期間を定めざる時は、使用者が耕作せる主作物の収穫を終わる農年度に契約せられたるものと看做す。

民法第1224条 其の労働の範囲を定めざりし場合には、労働者は状況に応じ、其の労力に相応せる総ての且あらゆる種類の労働に従事する義務があるものと看做す(1126条3項)。

民法第1225条 一定期間の契約又は一定の仕事に対する契約を為せる労働者は正当の理由なくして期限前又はその仕事を完了せずして不在となり、若しくは解約(退去)を為すことを得ず(1220条)。

単項 正当の理由なくして解約を為す場合は支払期限の報酬を受くる権利を有するも損害賠償の責を負う。

民法第1226条 労働者が契約を解除し得る正当な事由は左の如し(1227条、1230条)。

- 1 其の労働の供給と両立し難き空職に従事するか、又は法定の義務を履行するための場合
- 2 不可抗力により其の契約の履行が不能の状態にある場合(1058条第1項、1227条第1項、1229条(1)、1231条第1項)
- 3 善良なる風俗を害し、又は法律の規定若しくは、契約に違反して其労力以上の労働を使用者が要求する場合(1227条第2項、1228条)
- 4 使用者が労働者を過酷に取扱ひ、又は適当な食物を与えざる場合(1227条第2項、1228条)
- 5 著るしく損害又は明白なる害悪を生ずる惧ある場合(1227条第2項、1228条)
- 6 使用者が契約義務を履行せざる場合(1227条第2項、1228条)
- 7 使用者が労働者を侮辱し、又は其家族の名誉を傷けたる場合(1227条第2項、1228条)
- 8 使用者が死亡せる場合(1227条第1項)

民法第1227条 契約成立後でも前条列举の孰れかの事由ある時は契約を解除することを得。

民法第1230条 農業雇用契約に於いては、使用者は、勞務者に其契約が終了せる旨の証明書を交付する義務を有す。若し之を拒むときは、当該裁判官は其の使用者に100cr\$乃至200cr\$の罰金を科し、勞務者のために此の証明書を發給するを要す。使用者が正当な理由なく勞務者の勞務を止めたる時又は勞務者が正当の理由により解約の申入をなせる時も亦この証明書交付の義務あり。但し、孰れの場合に於ても勞務者が負債を有する時は、この旨を証明書に記入し新なる使用者は、之が弁済に対し責任を負う。

民法第1233条 雇用契約は勞務者の死亡によりて消滅す。

農業歩合耕作について (Sobre Parceria Agricola)

民法第1410条 農業分益小作は、或者が相手方に一定の土地を引渡し、耕作せしめたる後、其果実を双方の間に一定の割合に応じて分割する旨を約するによりて成立す。

民法第1412条 偶発又は、不可抗力の事由に基づく危険は地主と小作人と共同して之を負担す。

民法第1414条 分益小作に付き、本款に規定なき事項は總て土地の賃貸借に関する規定を準用す。

民法第1415条 假令其土地が讓渡せられたると雖も分益小作契約は存続し、土地の取得者は其の讓渡人の権利義務を代位する。

第三節 サントス上陸の手引き

第一項 検査並びに入国手続

移住船がサントス港域内に入ると、まず最初に検査官が、続いて税関、移民局、水上署の係官がランチで乗込む。本船側においては各サロンに検査、水上署、移民官の順序に席を設け、サントスで下船する船客は、一般客、移住者の順に整列し、各自の旅券及び国際健康、種痘証明並びに黄色カード2

枚と白色カード1枚を携行し検疫を受ける（黄色カードは2枚あり、在日神戸又は横浜のブラジル領事館で発給されるもので、移住者の写真が貼布してあり、1枚は、連邦移民局他は外国人警察署に提出し、白色カードは、船側において作成し、検疫官に提出するものである）。

A 検 閲

入国手続中最初に行われるのが検疫である。移住者は船客名簿リストの番号順に整列し、サロン等に設けられた検疫官席で順次検査をうける。この場合船医並にサンパウロ総領事館職員が附添つて検疫官の質疑に対し応答することになる。

ブラジル移民法で禁じられた病気（トラホーム、性病、精神病、伝染病等）及び不具者は、検疫にパス出来ず検疫官より入国禁止を命ぜられる。従つて万一不幸にして航海中に罹病した場合は入港時までには全治するよう努力することが肝要である。

B 水上署の検査

検疫にパスした移住者は、次に水上署係官のテーブルに廻り、黄色カードを渡す。係官は旅券及びカードを点検し、船客リストと照合し本人であることを確認の上、旅券に水上署のスタンプを捺し、黄色カード1枚を保管し、他の1枚と旅券を移民官の方へ廻す。

当国法令では、未成年の単独旅行を禁じているので、若し同伴の保護者なき場合は、引受人或は、総領事館側において、身元引受書を作成の上水上署に提出し、身柄を引受る措置を構ることになる。

C 移民官の検査

検疫官、水上署の手続を通過した移住者は、連邦移民官のテーブルに移り黄色カードの1枚を受取ると共に旅券に入国のスタンプを捺す。

註 B、Cの手続には船側より事務長、事務員、船会社側より社員、通訳及び総領事館、支部側より係員が立会い指導している。

D 防衛官

A、B、Cの手続を終えた移住者は最後にサントス防疫係官により、黄熱病

の予防注射を受ける。

この際船側看護婦が予防注射を手伝う。

第二項 在留届の提出

航海中、輸送監督官より配布された在留届用紙は、第一項の諸手続終了後、総領事館係官に提出し、旅券に届出受理のスタンプを受ける。

総領事館においては、届出書により、各家族別に在留カードを作成し、身分上に関する証明書発給の基としている。

従つて、婚姻、出生、死亡等、身分上の変更及び転居、職業の変更は、そ届出の都度カードに記録される。

第三項 営農資金

移住者が神戸、横浜移住あつせん所において、海協連に委託した営農資金は、米貨建で、海協連より、富士銀行を通じ当地南米銀行に送金され、同行の職員が入港時に船内へ出張し、前日のドル相場でクルセイロ貨に換算し海協連発給の預り証と引換に現金で支払うこととなつている。

南米銀行(Banco America do Sul S/A)は、資本金200万クルゼーロス、サンパウロ市に本店を有し、サンパウロ州内及びパラナ州内の各地に40の支店を有する日系最大の銀行で、現金携行の危険防止のため、希望者には当座の所要資金を差引き残額を移住者の入植地最寄の支店に振替送金し、移住者各自の口座を開き、預金帳を交付してくれる。また船中小使、船後雑費として携行してきた米弗貨を当日の相場で、クルセイロ貨に換金してくれる。更に日本船にて渡伯した者の中で、日本円の使い残し分がある者の場合も相談に応じてくれる。

なお、預り証は旅券等重要書類と共に自分の身につけて置くこと。下船の際、トランク等は赤帽によつて荷物検査場に搬入されるため、検査開始まで取り出すことが困難である。

第四項 引 受

総領事館及海協連サンパウロ支部は、外務省及び海協連より送付されてくる移住者名簿により、引受人に対し移住者の到着日時を前広に文書及び日語ラジオ放送により出迎方を通知している。引受人側では、移住者到着通知を受取ると総領事館及び海協連支部のあつせんにより、サントス駐在サンパウ

ロ州移民局に対しサントスより入植地最寄駅までの鉄道無賃乗車券及び荷物無料輸送を申請し、引受に万全を期している。

引受人は、本船が着岸の際は岸壁で移住者を出迎え、検査等の入国手続が終了後、船側でトラップを降してから、水上署、税関、監視員の許可を得て乗船し、移住者と面接することとなる。

なお、移住者わ旅券を呈示して下船し岸壁で引受人と面接することも出来る。

第五項 上 陸

船側においては、船が着岸し、税関側の許可が下り次第、船客の携行荷物の陸揚げを開始し、船室及び船舶荷物の全部を、税関荷物検査場へ搬入し、荷物検査開始時間を移住者に発表する。

検査時間が発表されると愈々下船することとなるが、移住者は乗組員又は総領事館員又は海協連支部職員の家内で下船し荷物検査場待合室に赴く（荷物検査が夜間行われる場合には、老人、子供、幼児を抱へた婦人等は、船にて休憩するか、又は後述の移住者宿泊所において休憩することとなる）。

第六項 携行荷物検査（通関）

下船した移住者は岸壁、構内から直接検査場待合室に行くことになるが、入口に税関監視部員が居り、小型手荷物（ハンドバッグ、風呂敷包等）の点検を行い、大型のものは、検査場へ運び込み検査を受けさせている。従つて大型荷物は必ず携行荷物の申告書に加え、下船に際し携行しないことが肝要である。

A 検査場待合室の正面に検査場入口があり、そこには、関係者以外の者の入場を禁止するために、カキ一色の服を着た水上署員が居る、入口の上壁に船名が明示され、受付の係員が調査開始を発表とともに船客リスト番号順に一度に1番から50番迄を呼出し、検査場への入場を促がす。此の際呼ばれた者は、各自旅券と荷物検査番号チケットを入口の係員に呈示し入場することとなる。

場内には20人程の荷物整理人夫が整列しており、荷物検査場内に山積され

た船舶、船室荷物の中から、人夫と共に自己の荷物を探し出し、金荒物をコの字型になつた検査台上に列べ(別添検査場見取図参照)、個数を点検する。

次に荷物係(倉庫会社職員)の手により、白墨で検査場号と個数番号が記入された後、移住者は人夫と協力して梱包を開くこととなる。全携行荷物の梱包が解かれると検査官が来て番号順に検査が始められる。

注 船室荷物は、番台番号①②③④⑤⑥⑦⑧の内側に、船舶荷物と同じく番台④⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯番号の内側に山積されているが、更に大抵氏名の頭文字のABC(イニシアル)グループに別けてある。

なお、この検査は船舶の荷物及び船室の荷物を取りまとめて、同時に行われる。

B 検査

検査官は15~20名常駐しており、Aで説明したとおり、人夫から荷物の開梱終了の通告を受けると船中で作成し、税関側に提出した携行荷物申告書と対照し乍ら、慎重に検査を始める。

同種の品物を同一トランク或は木箱中に多量に収めてあると、商品と看做され易く、又醬油、味噌の樽等にしても一カ所に集めず、番台の上に点々と分けておかないと商品と看做され易く課税される。

此の検査には、総領事館々員の外、海協連職員、州移民局員、船会社々員、出迎への引受人が通訳の勞をとつているが、移住者は、家長、主婦、青年等大人が立合いテキパキと行動しないと1家族の検査に数時間を要することとなる。

C 課税の対象となる品目

大型農機具(自動耕運機、稲米機、脱穀機、脱粒機、灌漑ポンプ等)モーター類、自転車、マシン、家具類、リヤカー、多量の新しい衣類、食糧品、蓄音器、オルゴール付時計、奢侈品、絹製品、和服、陶磁器類等が課税の対象となる(ラジオ、トランジスターわ重量10kg迄は1台に限り無税)。これらの物品について検査官がその価値を査定し、その品目に関する税率表と照合し、会計係が計算し最終的な課税額を算出する。

ブラジルでも、既にマシン、自転車、農機具類の国産品が製産されている

ので、渡航に際し、わざわざ新品を購入し、高い輸送費や税関で罰金を支払う位であれば当地で購入の方が格安となる場合が多く、それより営農資金を潤沢に携行する方が望ましい。

なお、税関状況と携行荷物に関しては後述の第四節を参照され度い。

D 課税の支払い

検査官の検査終了後、荷物を再梱包する。非課税の場合は荷物申告書に査定額を零と記入し、その場で検査官が各荷物に検査済のヴィストをして人夫により場外プラットフォームに搬出される。課税された場合は、査定額を記入して、会計課に廻送し、支払うべき課税額が計算される。

この税額を会計課（別添検査場見取図参照）に支払った後、その領収証を検査官に提示すると、各荷物に白墨で検査済のヴィストを記入され、荷物整理人夫の手で場外に搬出される。

E 荷物の搬出

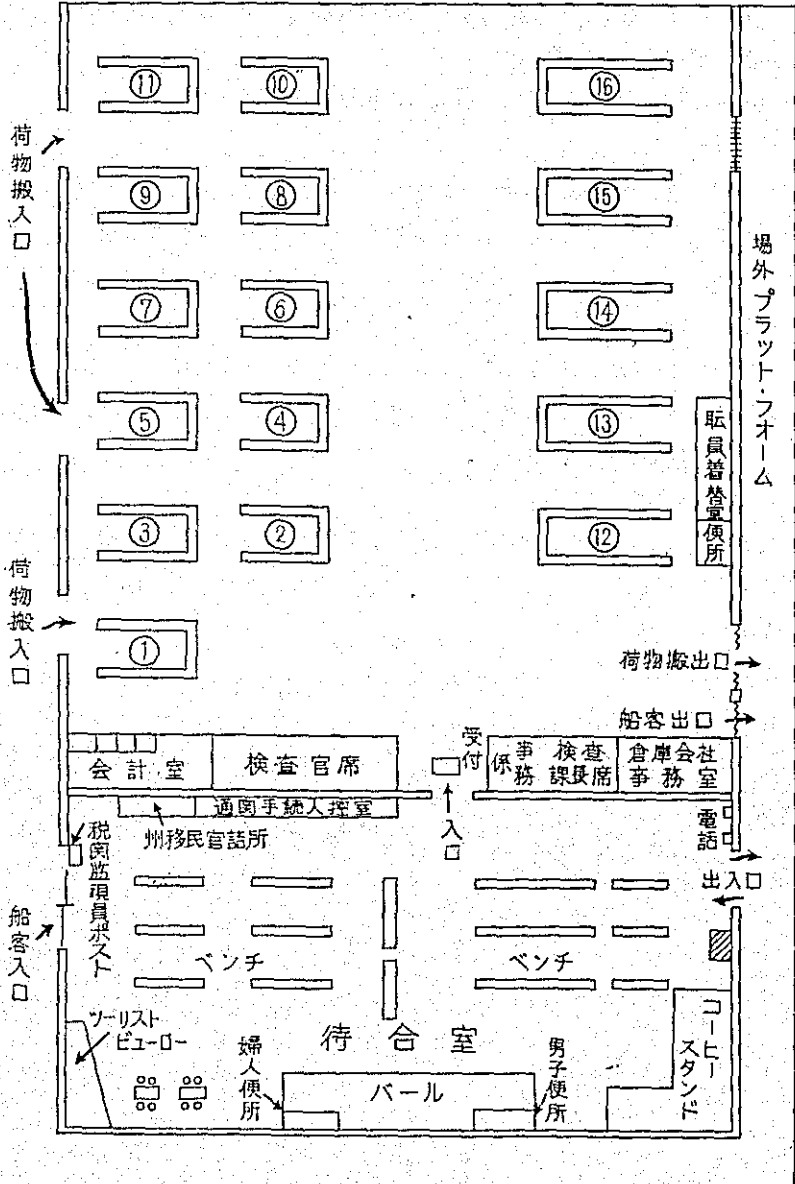
検査終了の荷物は搬出口の赤州の手で、場外プラットフォームに家族別に纏めて積上げられる。この後、赤州に運搬料として、1個当たり約70クルゼーロス支払わねばならぬ。

搬出された荷物は、他の家族の荷物と混同し紛失する恐れがあるから充分注意する必要がある。

註 荷物運搬料は1個当たり大は100クルゼーロス、小は50クルゼーロスが公定価格とされており、夜間及び日曜祭日は5割増となっているが、移住者の荷物も夜間、日曜祭日に拘らず1個当たり大小の別なく70クルゼーロスと黙協定を結んでいる。

場外に搬出された荷物は移住者により引取られる。サンパウロ近郊の場合は、引受人が自家用トラックに積込み、入植地に運ぶが、奥地の場合は州移民局より無料で入植地最寄駅まで貨車で輸送してくれる。この手続は一切引受人側で行うこととなつているが、引受人よりの申出により海協連支部も斡旋を行う。

税関荷物検査場内見取図



第七項 移住者宿泊所

移住者宿泊所は、1958年日本移住者入国50年祭の記念事業として、日本より当地に移住する人々の為に、日本政府の補助金と在伯先輩移住者の拠金により設立されたものである。別添見取図のとおり、税関検査場から約500米の距離にあり、周囲は閑静な住宅区域になつており、老人子供でも徒歩で10分位の場所にあり、次のように利用されている。

A 荷物検査に直接立合わない老人、婦女子、幼児が休憩或は宿泊する。

なお、検査終了後、耕地に出発する迄移住者は全員休憩或は宿泊することが出来る。

B 総領事館及び海協連支部より、引受人に通告した移住者の到着案内が届かず出迎えが遅延する場合等は、移住者は本宿泊所で待機する。

C 行先地変更の移住者は、宿泊所に留り新規引受先の決定まで宿泊する。

D 船の到着時に海協連支部の囑託の同仁会細江医師が、同宿泊所で医事相談及び診療に当る。

E 現在休憩可能人員250名、宿泊可能人員125名の設備であるが、収容力を増加する為隣接家屋を購入し増改築を行いつつある。

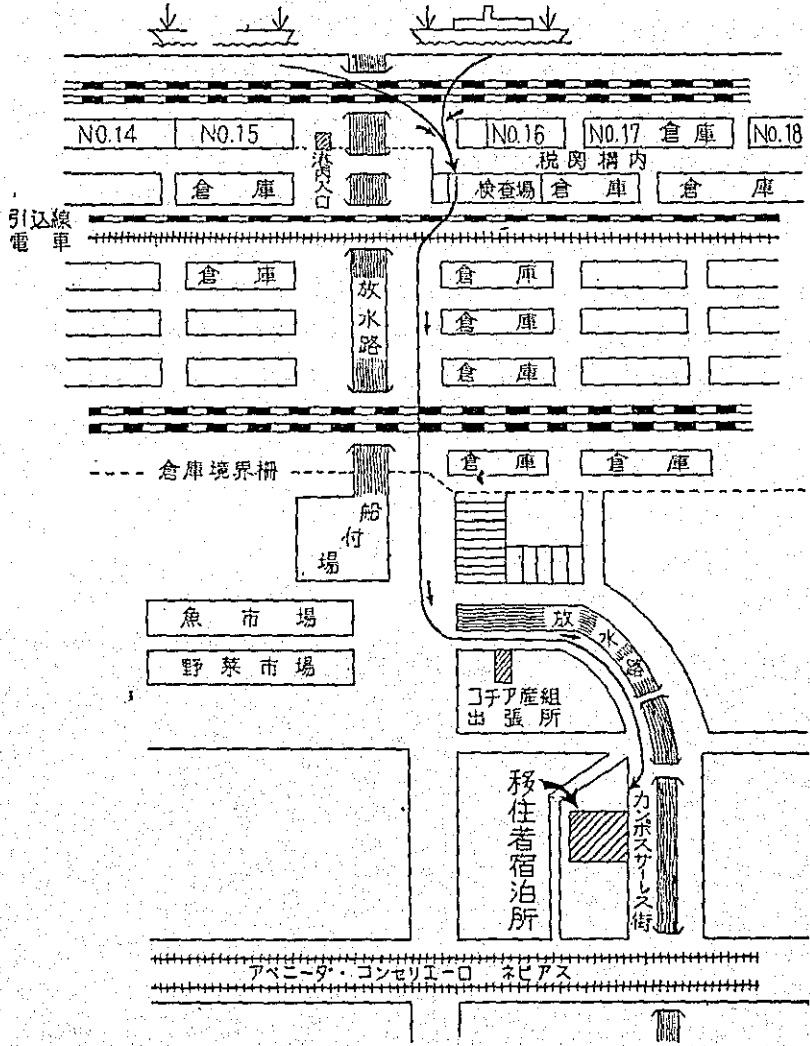
以上のとおり本宿泊所は、移住者の利益の為に設立されたものであるから移住者の方々は遠慮なく、本施設を活用することが出来る。

第八項 出 発

通関を了えた移住者は、それぞれ引受人の案内で目的地に出発することとなるが、サンパウロ近郊へ入植する移住者は、出迎えのトラック又はバス便で、奥地入植の移住者は、州移民局があつせんした列車に乗り出発することとなる。当地は亜熱帯地域に属するが、海岸線を除いたサンパウロ州内奥地は、標高500～800米の高原であり、5、6、7、8の4カ月の夜間旅行は相当冷え込むので、衣類は冬物を着用し、汽車旅行の場合は各自1枚づつ位毛布を荷物より取り出し、携行することをお奨めする。

なお、貨車にて送る荷物は、普通4～5日より1週間位は遅くれるので、入植地によつては、1週間位の生活必需品(食糧を除く)を持込む必要がある。

サントス港岸壁より移住者宿泊所への略図



第四節 サントス税関課税規準と携行荷物

第一項 課税規準

税関官吏は、伯國関税法にもとずき携行荷物に課税しているが、関税法第66条には次の如き規定があり、押収物及び罰金の半分その他チップ等は係員の収入となる仕組みとなつている。

Art. 66. Os empregados das Alfândegas, qualquer que seja a sua classe, os comandantes, guardas e pessoal da equipagem das embarcações fiscais, além dos Vencimentos marcados nos artigos antecedentes. Terão direito; 1.ª as produto das apreensões que fizerem; 2.ª à metade das multas impostas em Virtude de Participação ou diligência sua, depois que estas se tornarem irrevogáveis, e forem liquidados e cobradas, salvo nos casos em que por disposição expressa dos Regulamentos se deve proceder de outro modo, 3.ª às ajudas de custo e gratificações autorizadas nos mesmos Regulamentos.

§ 1.ª Não se compreendem nao multas de que se trata, as que forem impostos a Quaisqúer empregados e guardas.

§ 2.ª Os chefes das Reportições fiscais não têm direito, em caso algum, as produtos das apreensões e multas, ainda que se verifiquem por diligencia sua (Reg. de 1876. Art. 86. Decreto No. 391-B, de 10 de Maio de 1890. Art. 4.ª. e Decisoês No. 124, de 4 de Março de 1879. 465, de 24 de Setembro de 1880 e 93 de 23 de Setembro de 1887).

関税法に定められている税率

品名	課税率(%)	品名	課税率(%)
写真機	30	三脚	10
ラジオ	100	眼鏡	4
レレ	100	土壌検査器	10
ポータブルタイプライター	40	測量機	30
双眼鏡	50	大工道具類	20~80
金銭登録器	30	機械器具類	20~80
家庭用具類	120	ゲージ類	10
ミシン	150	小農具類	無税
陶磁器類	100	トラクタ	〃
絹織物	120	ブルドーザ	〃
麻織物	120	動力耕耘機	〃
毛織物	120	噴霧機	80
時計	10	ポンプ	80
オルゴール	100	ホース	120
金時計	40	モーター類	50kg迄 40 700kg迄 80
柱時計	150	オートバイ・スターター	100
目覚まし時計	150	車輪	100
自転車	100	車軸	80
引伸機	50	トランス	80
交換レンズ類	10		

- 註 1. 農機具、トラクター、ブルドーザー、動力耕耘機等上記表によれば無税となつてゐるが、関税法第428条により税吏は國家に損害を与える物品と判断した場合、税吏自身の裁量で課税又は割増税を賦課することができることになつてゐる。
2. 一般食糧品及び反物類等は重量により課税される。
3. 船客荷物として申請された日用品類は免税される。

ブラジルの関税法

現行関税制度は、1940年12月18日附法律第2878号による関税法を基礎として、その後若干の改正を経て、今日に至つてゐるもので、復関税を採用し、一般税率 Gerais Direitos, 最低税率 Minimos Direitos 及び協定税率 Convencionais Direitos の3税制である。

最低税率は、ブラジル産品に最低税率を適用することを保証する國に適用

され、一般税率は、その他の国に対して適用される。協定税率は単に最恵国約款を交しただけでなく、ブラジル税率交渉を行つた国に適用されるもので GATTO 税率はこれに含まれる。

旅客手荷物については、関税法第六章に次の如き規定がある。

第6章第17条 旅客により申告された手荷物わ、その数量が取引きを目的とする程でない場合、次の物品は無税で通関される。

- a 自己用衣服、職業上または、自己消費、自己使用の物品
- b 家庭用具、寝台や食卓、台所食器室等の使用品
- c 自己用の貴金属類
- d 印刷済の書籍類
- e 煙草、葉巻、飲食物
- f 食卓用組合せ文字を有する食器セット
- g 自己用ラジオ、家庭用及び自己職業上テレビ、写真機、撮影機、タイプライター、楽器、双眼鏡及びその他の自己用具

但し、何れも携帯用で、その各々の重量も10疋を超えるものであつてはならない。

第1項 前条項 e, f, g に規定の免税は、何れもその商品価格が第5条及び第10条規定の計算の下に 100,000クルゼーロス を超えないものに限る。

第2項 旅客が18才未満の未成年者又は、従属者を同伴する場合には、前項の限度は1人当り20,000クルゼーロスと計算する。

第18条 その住居を伯国に移す旅客の手荷物の一部である家具や、家庭用品も、その出発地所轄伯国領事館の承諾と査証を得た目録に記載のものは同様に免税される。

第1項 若しも住宅移転の証明が税関当局により不充分とみなされた際には、本条規定の免税は、責任引受書提出のもとに、条件付で許可されるが、第2項の目的のために管轄当局へ正当な報告をせばならない。

第2項 若しも旅客が、当国を1年以内に出国する場合には、その旅券へ

の出国査証は、納税証明の提出のもとにおいてのみ、許可される。

第3項 責任引受書により、保証された責任者の負債は、当国で実際1年居住の後に相殺される。

第19条 前条規定と同等の取扱いわ、2年以上、引続き外国居住の伯国人及び外国駐在の伯国官吏で、移転または、その役目を免ぜられた者達にも適用される。

第20条 第17条及び第18条の規定の条件や、制限以外の手荷物には課税される。

第二項 携行荷物

携行荷物は入植する場所と、入植する形態により、若干異なるが、現地にて購入する方が、好ましいと思はれるものもあるので、1960年1月15日付サンパウロ支部よりの報告にもとずき、南伯地域の自営開拓農、分益農、珈琲・雑作雇用農に大別し、携行の可否、数量、課税率、現地価格等記述する。

品名	現地価格 (cr\$)	課税率 (%)	自営農		分益農		雇用農		備考
			携行 可否	数量	携行 可否	数量	携行 可否	数量	
<u>農機具</u>			調査地 バルゼア アレグレ		調査地 南大河州				農機具類はメ カー品でない と破損の際部 品の入手困難 である
脱穀機			A	1	C		B	1	手動のもの
精米機			D	1	C		C		自営農共同で可
製粉機			C		C		C		自営農共同で可 手動式のものな ら持参にもよい
玉蜀黍脱粒機	動力もの 60,000		D	1	C		B	1	
発動機	ヤンマー N.K.5 105,000		A	1	B	1	B	1	
粃スリ機					C		C		
製麵機			C	1	B	1	B		
引き割機			D	1	C		C		共同にて可
ハンドトラク ター	キセキガソリン 用 183,000		B	1	B	1	B		"
製材機	ハック 25馬力 75,000		B	1	C		C		"

農業撤布機	5,500~6,500		A	2	A	1	B	大面積の場合は 現地品が可	
鉄	エンシヤーク165 エンシヤドソ130		B	2	B	1	B		
鎌	日本製 65		A	20	B	10	A	10	ウス鎌、家族数 に応じ携行する
シャベル	220		A	2	A	1	B	1	
ホース	1.5インチ 米 310 2インチ # 383	120	B	2	B	1	B	1	ビニール製 消毒用ホース 米当り120
剪定バサミ	ブラジル製 300		B	1	A	1~2	A	1~2	
鋸(大工道具一式)	日本製両刃 220 イギリス製押切 300	20~80	A	2	A	一式	A	一式	
ヤスリ	日本製 70		A	5	B	5	A	5	
グラインダー	1kgもの 116		A	1	B	1	B	1	
釘、カスガイ	8×8 kg 95 12×12 # 73		D		C		C		現地調達可 カスガイはブラ ジルに無い
針 金	10番 # 55 18# # 77 24# # 83		A	1	卷	C	C		
有刺鉄線	ベルギー製 32kg 1,650		C		C		C		牧場経営以外は 必要としない
井戸用吸水ポンプ	ピストン式10米 もので 6,240		B	1	B	1	B	1	
発電機	1kWディガル 50kg迄 80,000 700# 80		C	1	B		C		
スプリンクラ			C		B		C		
斧	270		B	1	B	1	A	1	日本製の斧はブ ラジルにはない
馬具	車引用一式5,000 馬具一式 7,980		A	一組	C		C		
ホース	3/4インチ米 150 1/2インチ # 213	120	B	1	B	1	B	1	
農薬品類		100~200	C		C		C		現地で購入可能 であるので携行 の要なし
肥料類		100~200	C		C		C		
種子、植苗類	第六章第一節 種の値段参照の こと		A		B		B		多量の場合は植 物検査を受けね ばならぬが、多 種類持参した方 が良い
日用品									
ミシン	シンガー 15,680 10,000~18,000	100~150	A	1	A	1	A	1	

アイロン	安物 450 800~2,000	0	B	1	B	1	B	1	電気設備のない ところに入植す るものは、使用 アイロンのこと
バケツ	100~250	0	A	3	B	1	B	1	
ムシロ		0	C		C		C		ゴザは若干携行 した方がよい
ビニール布地	米平方 20~60	量による が 100	A	一卷	A				
テント	米平方200~400	〃	A	2	C				
懐中電燈	170~280	0	A		A	1	A	1	
電池	単 1-19	0	A		A				
鍋カマ類	26cm 365 16〃 141	0	A	一式	A	一式	A	一式	日本式蓋は使っ ていない
食器類		0	A	各人用 2組	A	2組	A	2組	
ラジオ	5球 6,000 8球短波20,000		B	1	B	1	B	1	トランジスター ラジオを買って も1台もつて きた方がよい
杓子			B	3	C		C		
炭スクイ			B	2	C		C		
衣類・履物		分量によ るが 0							
フトン	1,100~1,500	0	A	手持分	A	手持分	A	手持分	
毛布	600~1,700	0	A	各人 2枚	A	各人 2枚	A	各人 2枚	
蚊帳		0	A	3帳	A	1帳	A	1帳	現地に蚊帳布 のみしかない
作業衣	デムニーのツポ ン 380	0	A	2カ年 使用分	A	2カ年 使用分	A	2カ年 使用分	
作業衣用布地		0	A		A		A		布地で多量持参 することに関税 がかかることが ある
下着	100~200	0	A	出来る 丈多く	A	出来る 丈多く	A	出来る 丈多く	
ワイシャツ	400~1,000	0	A	各人 2枚	A	各人 2枚	A	各人 2枚	
靴	50~200	0	B	適宜	A	適宜	A	適宜	
セーター	1,000	0	B	手持分	A	手持分	A	手持分	
合羽	2,000	0	A	各人	A	各人	A	各人	
白布地	1米 50~100	0	A		A		A		布地として多量 持参することわ 好ましくないが 必要である

縫糸	10~30	0	A	適宜	A	適宜	A	適宜		
地下足袋	400	0	A	なるべく多く	A	なるべく多く	A	なるべく多く	ブラジル製わ無い、日本品の値である	
ゴム長靴	600~800	0	A	各人足	A	各人足	A	各人足		
革靴	500~2,000	0	A	手持分	A	家族に最低2~3年用分	A	手持分	現地購入が適当	
運動靴	250~300	0	A	各人足	B	〃	A	各人足		
ゲートル		0	B	1	B		C		現地にわ無い	
タオル	30~80	0	A	多量	A	〃	A	多量		
その他									各物も手持分わ携行のこと	
<u>医薬衛生材料</u>									家庭常備薬として一式わ携行のこと	
ベニシリン	50~100	0	A	適宜	A	適宜	B	適宜		
クロマイセチン	150~200	0	A	〃	A	〃	B	〃		
カゼ薬	5~20	0	A	〃	A	〃	A	〃		
ガーゼ	20~100	0	A	〃	A	〃	A	〃		
脱脂綿	40~100	0	A	〃	A	〃	A	〃		
正露丸		0	A	多量	A	〃	A	〃		
モグサ		0	B	適宜	A	〃	A	〃	ブラジルにわ無い	
<u>車輛類</u>										
自転車	7,500~8,000	100	B	中古品で1,000cr\$	〃	~2台	B	1		
リヤカー	7,000	100	A		1	B	1	B	1	入植地により異なる
荷車		100	C			C		C		現地にない
ジーブ	ワイリス型 450,000 トヨタ 450,000	通関困難	C			C		C		
オート三輪		〃	C			C		C		現地にない
オートバイ	100,000~200,000	例1台 100,000cr\$	C			C		C		
トラック	フォード 6 趣車 555,000 シボレー 6 趣車 566,000	通関困難	C			C		C		

食糧品 海草類、梅干等及び本人の嗜好品——課税率は、多量の場合
100~150%課税される。

その他 辞書、和箱、箱和、目覚時計、体温計、寒暖計、湿度計等。

- 註 1. 自営農の携行荷物について、JAMIC、バルセア・アレグレ植民地入植者より聴取し作成した。
2. 益分農の携行荷物、ポルト・アレグレ事務所の報告により、南大河州の入植した者より資料を集めて作成した。
3. 雇用農の携行荷物、雑作農として南伯に入植した者より資料を得たが珈琲コロノにわ不必要と思料されるものも含まれているので、入植地が確定した場合はそれにより携行する荷物を検討すること。
4. 現地価格はサンパウロ市場価であるので若干相違がある。
5. この表は、1960年1月作成のものである。
6. 記号 A B C D は次の分類より記載した。
- A 携行した方が良いもの
 - B 手持があれば持ってきた方が良いもの
 - C 携行しなくても良いもの
 - D 携行する必要がないもの

第五節 入国後の諸手続

移住者が入国に際して行う諸手続については、第七章第三節に述べたので上陸して後、就働するために必要な諸手続につき述べることにする。

外国人登録又は鑑識手帖の取得

税植民法第30条に18才以上の外国人わ伯国入国の日より起算して有効日8日以内に登録事務局に出頭し、登録することの義務を規定しており、同条第2款には鑑識並に居住の証明書が発給される旨規定してある。

同条に従い総ての外国人は、外国人登録又は、鑑識手帖を取得し常時所有しておらねばならぬが、サンパウロ州においては、鑑識手帖が発給されており、他州の場合わ普通外国人登録が主である。

なお、サンパウロ州内においても、外国人登録は所轄外国人警察に出頭し右登録と共に証明書の発給を受けることができるが、鑑識手帖取得手続わ、サンパウロ市とサントス市の2カ市でのみ申請することが可能で、それ以外

の地に居住しているもので、鑑識手帖を取得したいものは、前述の市え出掛けていくことが必要である。

更に、如何なる場合でも、身分を証明する書類の携行が必要であるが、外国人登録書でも鑑識手帖であつてもかまわない。唯、移住者が、農業以外の職種にて就働する場合は、後述の職業手帖取得のため、鑑識手帖が好都合であり且つ又、国外へ旅行したり、土地を購入するような場合も、外国人登録より鑑識手帖が良いので、外国人登録をしている者も再び鑑識手帖取得手続を行つている状態である。

他州においては年1回位、州首都の外人警察より、右手続申請受理のため各地へ廻つている。鑑識手帖取得手続は、直接本人が次の書類を外国人警察へ提出し、行うことも出来るが、各旅行社が、代行して呉れているので、言語、時間の問題等より判断して、依頼するのが安易と考える。普通の場合右手続費用は2,000クルゼーロス見当である。

提出書類

旅券 写真 Ficha de Qualificação

健康証明 外国人警察署長あて申請書 鑑識局あて申請書

職業手帖の取得（農業手帖と労働手帖）

伯国においては、如何なる職業に就働するものでも職業手帖を所持しておらなければならない、且その職業手帖には、雇用条件等記載してあり、雇業者、被雇業者の義務も明記されている。

農業手帖は農場雇主が手帖を労働局より交付をうけ、必要事項記入の上、双方が署名して被雇主が所持するものである、詳しくは、第七章第二節の農業者保護の諸規定中に記載してあるので参照願ひ度い。

労働手帖については、本人が労働局より交付を受けねばならぬが、農業で入国したものは、原則として4年間奥地で農業に従事した後でなければ交付を受けることができない、農業以外の職業で入国したものは、旅券及び写真（撮影日付入規格写真2枚）、収入印紙並びに、雇用予約証明書を労働局に提出すれば、即日交付される。

なお、雇用主は、職業手帖を持たない者の雇用を禁止されており、更に外国人は全雇用者の巧のみしか雇用することが出来ない。農業として入国したものの職業変更は、その契約期間中に行うことは好ましくないが、次に述べるように変更申請をすることも可能である。

第六節 農業移住者の職業変更

移住者は、前掲第二章現行導入形態と手続方法の項にて述べた方式により入国してくるが、技術移住者として、渡伯し得るものまでが、比較的入国手続の安易な農業移住者として渡伯している者が多い。

来伯後農業移住者として入国した者は、奥地で4年間農業に従事しなければ、他の職業につけぬことを案外熟知していない。

即ち、技術をもつた者が当国でその技術を生かすため工場に勤務したり、その他商工業に勤務するためには、職業手帖が必要であり、これは農業者には原則として契約期間完了前には、取得不可能である。

要は、農業に従事する意思のない者で、商工関係にて就働したいものは、商工関係に従事し得る査証を取得して入国することが肝要である。

なお、好ましくはないが、次の様な場合は、契約解除の上、職業変更の申請する方法もある。

- 1 政府の計画移住者（INIC 枠）は、入国法第10条により入国するため、契約期間完了前に職業変更をすることは不可能である。勿論、引受人側が認めた場合は、形式的には、外国人警察を通じて移植民院に変更申請をすることが出来るが、実際問題として移植民院の審査が1年以上かかり、また変更許可も殆んど行われていないのが現状である。
- 2 第9条により渡伯した移住者（公募、指名の呼寄移住者）については、移植民院では1951年の外国人の警察より照会に対して次のような見解を明らかにしている。

即ち、この場合の職業変更は、外国人警察署長の権限において次の条件のもとに許可される。

- A 旅券に雇用契約が明記されていない場合、雇用主の契約解除証明を添付申請すれば、職業変更が許可される。その後、新雇主（工場等工業関係者）の条件付雇用証明書を添付し、労働局に申請すれば職業手帖が下附されることとなる。
- B 旅券面に労働契約が明記されている場合は（日本より渡伯するものは、大体明記してある）日本における学校卒業証明書又は、職業証明書と、ブラジルにおける雇用契約（新雇用契約）にもとずき、外国人警察指定の場所で査定を受け、之の試験に合格すれば、職業変更が許可される（勿論、旅券面記載の雇用主より契約解除の証明を添え、変更申請を行うこと）。変更が認められた場合は、前述 A の通り労働局に出頭して職業手帖を交付受けることが出来る。
- C 但し、一般会社事務員等を含めた商業関係者には契約期限内は絶対に変更が認められないので、職業手帖を取得出来ず、就職することは不可能である。
- D その他 職業手帖のない者を雇っていることが発見された場合は雇主は罰金を科せられるので、普通雇はないが、中には、それを覚悟の上、最低給与を払はなくても良い理由と、2/3 以上外国人を雇用せねばならぬ義務を逃れるため、かくれて雇用している場合も若干ある。この場合、傭人は如何な恩典もないばかりか、監督官（1年に5～6回各商工店を視察する）のくる際は逃げねばならず、他方雇主側よりは、最低給与も保証されぬ場合が多い。
- 伯国人は労働年令に達した際は全員取得するので、外国より入国したものがとると異なる。

第七節 農業者に対する伯銀・市銀の融資について

ブラジルは、現在、経済的未開発の域を脱するために、連邦政府も、各州政府も農業生産増加に非常な力を入れているが、特にサンパウロ州では、経済振興4カ年計画を樹てて工業及び農業の発展に努力しており、農業者を援

助するための融資策を強く押し出している。

農業国ブラジルが、更に国富増進のため農業者に対し如何なる方法にて援助を行つているかが、これから移住する者にとつても非常に参考となると思われるので、現サンパウロ市会議員京野四郎氏の上記規定翻訳文より、関係或は興味あると考える規定を記述する。

なお、この連邦政府及び州政府の農業保護政策とは別に、移住振興株式会社現地法人 IJUSHINKO CRÉDITO FINANCIAMENTO E INVESTIMENTO Ltda. もコロノとして移住した農業者の独立営農資金の貸付、農業機械購入費の80%融資を行つており、又、産業組合は、組合に信用部を設け組合員希望者に、短期融資をも行つていたので、農業をする者であれば何れかの方法にて、融資をうける事が期待できる。

第一項 サンパウロ州立銀行の融資規定

A 農業担保による融資

収穫までの融資、恩典、規定、制限、不動産の担保について

融資恩典を受ける資格者

- a 土地を所有し、それを耕作する一般農業者
- b 土地購入の契約をした農業者
- c 借地農、メイエイロ（収穫物を地主と折半する契約者）、テルセイロ（収穫物の 2/3を地主に収め 1/3を受取る契約者）、請負農業者

融資額規定

融資は、耕作面積やその農作物によつて制限される。

- a 土地の所有者や土地購入を契約した者に対しては 1,000 コントスまで
- b 借地農業者（メイエイロ、テルセイロ、請負農業者）には 100 コントスまで

申込みの受けつけとその手続

銀行は7月1日から次の年の2月1日までの間に上記の規定に従つて農業融資の申込みを受付ける。但し、農業機械器具に対する融資は、例外として

1年中何時でも申込みに応ずる。

B 融資申請場所

- a 州内各地のサンパウロ州立銀行代理店
- b 本銀行の代理店がない場合は、銀行の委任を受けた地方の農業技師へ申込むこと。
- c 本銀行の代理店もなく、委任を受けた農業技師もない場合は、同地のサンパウロ州立貯蓄銀行 (Caixa Economica do Estado de São Paulo) を通して申込むこと。

C 利息について

融資に対する利率は融資額によつて決定される。

10万クルゼイロスまで (100コントス)	10%
10万クルゼイロス以上は	11%

D 融資の期限、期限の延長

- a 融資の期限は、融資を受けている作物の収穫期間によつて異なるが、その統一を計るために農業融資局によつて定められている次の最高期限を参考にしなければならぬ。

棉	7月15日	珈琲	8月15日
雨期の落花生	2月15日	砂糖キビ	8月15日
乾期の "	8月15日	フェジョン	6月15日
米	6月15日	マンジョカ	8月15日
トウモロコシ	6月15日	大豆	6月15日
ラミー	9月15日		

E 融資の規定と標準について

銀行は、農業者の生産費を援助するために担保タ証によつて次の基準によつて融資する。但し、常にその収穫予想が融資に応えることが出来ない場合は、その収穫予想額の70%を超過することが出来ない。

珈琲 1,000 本に対する融資は、14,000クルゼーロス、各作物 1 アルケール (2.42エクタール) に対する融資額は次の通り。

牧草	5,000cr\$	フェイジョン	8,000cr\$
棉	14,000 #	ヒマ	8,000 #
落花生	12,000 #	マンジョガ	8,000 #
米	14,000 #	トウモロコシ	10,000 #
大豆その他豆類	8,000 #	小麦	10,000 #
砂糖キビ	8,000 #	ラミー	10,000 #

融資許可に対する計算において、それら作物の栽培面積がサンパウロ州の1アルケール（24,200平方米）以下の場合、本項規定の商品作物と見做されない。

F 農業機械化宣伝課 (DEMA) 及び類似機関の仕事に対し、作物を担保としての融資について

銀行は農業担保の下に融資を受けた農業者に対し、DEMA やその他の同様の機関によつて行われた農業機械化のために次の規定によつて融資する。

- a. 小農業者に対しては、10万（100コントス）までの融資を行う。
- b. 100コントス以上の融資について——100コントス以上の担保に対しては、土地の耕耘や土塊碎きの仕事に対する規定と同一の規定に従うが、この場合は、根株起しや畦作り、小貯水池の建設などに対し、融資する。但し諸作物に対する融資基準を超過してはならぬ。

G 土地の準備に対する前貸について

- a. 作付前の耕作地の準備や種子購入などによつて地主農業者を援助するため、即ち、まだ作物の収穫がなく融資の条件を欠く場合は、農業担保による融資と同一の利子で、最高120日の期限で、約束手形の振出によつて割引することが出来る。但し、その価額は、夫々の土地に栽培される作物全体に対する融資の30%までとす。

なお、これらの恩典を受ける者とは、次の5つの要求を充たす農業者のみに許可される。

- イ 耕作する土地の完全な地権を所有している者
- ロ 農業経営能力をもち、農業に専心する者

- ハ その地に少くとも2年以上居住する者
- ニ 以前の契約を完全に果たした者
- ホ 少くとも手形額と同等以上の財産を所有する者

H 農業機械化を援助するための融資について、

銀行は、農産物担保によつて次の農機具の購入に融資することが出来る。

- イ トラクターとその附属品
- ロ 灌漑用器具一切
- ハ ラミーの繊維作業に必要な農機具
- ニ 大豆収穫機
- ホ 珈琲精選機、粒選別機、脱皮機、乾燥機
- ヘ その他農機具

以上は、次の条件によつて融資を行う。

- a 最高350コントスまでは機械の価格の70%まで、期限は最高3カ年とし、支払は元金に利子を加えたものを年々同額づつ支払う。
- b 融資を受ける機械は、新しいものに限る。

I 動物によつて索引される農機具購入に対する融資について

融資は購入した農機具の価格の最高70%を基準にして行う。但し当該農機具は、農業担保とされ、利子は年10%、支払期限は2年とし利子を加えた元金を毎年同額づつ支払う。

J 家畜を担保とする融資について

イ 乳牛を購入するための融資

銀行の農業融資局は、家畜を担保とする種牛(牡・牝)の購入に対して融資を行う。

- a 本融資は、200コントスまでとす。期間は2カ年とし、1年1回払とする。
- b 融資による種牛の購入には、その種牛即ち、オランダ種、ジェルシイ種、ゲルンセイ種、シュイツ種、ノルマンディ種などの牡牝、白と黒、白と赤などを明記しなければならない。

- c 融資額は、牝牛の場合は一頭につき5コントス迄、牝牛の場合は一頭につき、10コントス迄とす。また全購入額の70%までとす。
- d 種牛購入者が自分が所有している牡牝種牛を担保として少くとも融資額の40%を保証する場合は、前項の規定額内で100%まで融資される。

K 小農者に対する不動産抵当による融資

自分が従事している農業の性質上、農業担保による融資も、家畜を担保とする融資を受けられない小農者を援助する目的で次の条件に叶う場合は申込者の不動産を抵当として、200コントスまで融資される。

- a 小農者とは、野菜、馬鈴薯、トマト、エルピーリヤ、セボラ・アーリ」等の栽培者
- b 果樹栽培者
- c 養豚、養鳥、養蜂などに従事する者
- d その他あらゆる生産投資者で、融資希望者により有利であるか、または銀行に対して不動産抵当の保証がなされる場合

L 農業奨励の補助計画

- a 果樹又は腐敗し易い生産物のエントレ・サフラス(生産のない時期)に於ける融資

イ 州内各地の特産物の生産を奨励する意味で、州銀の農業融資局は農業補助計画として次のような規準で融資を行う。

果樹一本に対する融資

柿	20	クルゼーロス
柑橘類	20	”
無花果	20	”
枇杷	20	”
桃	25	”

又、次の作物に対しては1アルケール(2.42エクタール)に対して

馬鈴薯 40,000クルゼーロス

野菜	40,000クルゼーロス
西瓜	40,000 "
トマト	40,000 "

ユーカリ樹及びその他の木の植林に対する融資

ユーカリ樹及びその他の木の植林に対しては、1本につき2.50クルゼーロスを基準として融資する。

第二項 ブラジル銀行からの融資

伯銀農業融資局では、農業生産を改善するため、農業改善の規定を例示し認められるものに対し、融資を行っている。

なお、1カ年の純利益が融資金の支払を許す可能性によつて融資期限を最高4カ年までとしている。

A 珈琲栽培に対する融資

当該年度の価格で予想された収穫価格の60%まで融資される。若し収穫が標準量よりも多い場合は、収穫の労働賃や超過コーヒーの運搬費に対しても融資が許される。支払期限は1カ年とす。

B 棉作に対する融資

棉作地に於ける現在の値段で評価された予想高に対し60%まで融資する。

C 米作に対する融資

米作に対する融資は、その年の同地方の米価によつて評価された価格の40%までとす。但し、同米作に灌漑設備がある場合は50%までとす。融資期限は最高1カ年とす。

D フェイジョン栽培に対する融資

フェジョンに対する融資はその年の同地方のフェジョンの価格によつて評価された収穫予想高の50%までとす。融資期限は最高1カ年とす。

E トウモロコシ栽培に対する融資

トウモロコシに対する融資は、その年の同地方の価格で評価された収穫予想物の60%までとす。融資期限は最高1カ年とす。

F マンジウカ栽培に対する融資

融資はその年の同地方のマンジウカの価格によつて評価された予想高の50%までとし、普通の販路が保証される場合のみ行われる。

G 馬鈴薯栽培に対する融資

一般に最少三カ年薯作に従事し、普通作の成績を挙げている者で薯作に適した土地を所有し、必要な設備をもつていること。

イ 無肥料セッカ薯に対しては、その地方の価格で評価された収穫予想高の30%までとす。

ロ 施肥したセッカ薯に対する融資は収穫予想高の40%までとす。

ハ 施肥したアグア薯に対する融資は40%まで。

ニ 施肥と灌漑をして作った薯に対する融資はその地方の価格で評価された収穫予想高の45%までとす。融資期限は1カ年とし、その返済期限は少なくとも収穫終了後30日以内とす。

H 落花生栽培に対する融資

この融資は、地方の価格で評価された収穫予想高の50%までとす。

I 大豆栽培に対する融資

収穫予想高の40%までとす。

J オレンジ栽培に対する融資

オレンジに対する融資は農業者が栽培技術を有し、生産物の販路が保証される場合のみ行われ、その地方のオレンジの値段で評価された収穫予想高の30%までとす。

K 葡萄に対する融資

4年生以上のブドウ園で既に生産期にあるものに対し、その手入賃や収穫費に対してのみ融資される。なお、融資限度は次の通り。

イ その地方のブドウの値段で収穫予想高の40%まで。

ロ 酒造用のブドウに対してはブドウ又はブドウ酒の値段で評価された収穫予想高の50%まで融資され、期限は1カ年であるが、被融資者自身がその収穫ブドウを工業化する場合は2カ年まで延期することが出来る。

L 2年以上経つてから生産される長年作物に対する融資

イ カカオ、レモン、柿、オリーブ、ココ・デ・バイヤ、ラランジャ、マンゴ、アバカテ、無花果、ゴイヤバ、その他半長期作物例えばアガヴェ（竜舌蘭科の一種）などは、花付けてから2年以後に収穫あるものに対して融資される。

融資は以上の果樹園が既に出来上り、経済的により利益を挙げているものを拡張するために融資される。融資額は銀行に対する保証の種類によつて決定されるが、その額は融資をうける土地の価格の40%を超過してはならぬ。

M その他に対する融資

アバカシー、煙草、種及び苗の生産者に対する融資、ゴム園の創設または拡張、マモーナに対する融資、牧畜に対する融資、牧畜に必要な機械、家畜の運搬に必要な機械、家畜の運搬に必要な自動車、動物購入に対する融資、養豚経営に対する融資、養蜂、養羊、養兔、養蚕、養魚に対しても融資が行われることになっている。

N 養鶏に対する融資

イ 養鶏場の建設、拡張、改善、採卵用の種鶏の購入、その他の経営上の費用に対して融資される。

第八節 対伯進出日係企業商社便覧

日本企業の南米進出

日本の企業進出は、欧米諸国に比し、著るしく立遅れをみせている。これは、投資市場をアジア諸国第一主義をとつていた為であるが、それでも先覚者は戦前にアマゾン流支流のトメアスー（アカラ）に植民地経営にのり出した鐘カ淵紉績がある。併し、サンパウロ市及びその周辺における邦人工業家が農産物加工、陶磁器製造、時計その他機械工業等の分野で中資本で活躍しており、日本よりの進出が望まれている。

伯国には、移住者並びにその子弟が404,000余人が居住しており、農業方面において、多大の貢献をしているが近年における伯国の重要政策且つ必然の趨勢である工業化政策の分野において、日本より対伯企業進出を行うこと

が恒久的な日伯経済関係維持の基本的命題である。勿論単に経済関係のみでなく、移住者の向上、ひいては国交進展の強力なる“カスガイ”となるものであり、伯国における日本民族発展の確固たる基盤となるものである。

これらの理由より戦後は日伯合弁により、ウジ・ミナス製鉄所の建設、石川島造船の進出があげられるが、大・中資本による進出はその数50社を超えており、ブラジル側においても、外国資本投資に対して有利なる環境をつくり、従来の煩雑な手続を排するため SUMOC 指令第113号の発令となつて現られている (SUMOC 指令第113号については後述する。なお、1961年3月13日付にて貿易為替制度の変更があり SUMOC 指令第204号が発せられた。編集後記)

主要日系企業商社

1 紡績関係

1) 鐘紡ブラジル株式会社

Fiação e Tecelagem KANEBO do Brasil S/A

事務所所在地 Rua Boa Vista 208, 15階 São Paulo

工場 # Colonia Paraíso, São José dos Campos, E. F. C. B.

鐘紡ブラジルは、1956年6月工場の建設に着手し、1957年2月に竣工、同年4月27日に盛大な落成式 (Inagração) を行つた。こうして、坦々たる牧場に過ぎなかつたサンジョゼ・ドス・カンポスの野原に日系の紡績工場が誕生した。

この工場の特長は①機械設備が新鋭②出資は日伯合弁③労務者の主力が日系2世④同地方の伯人の支援があることなどが挙げられる。

工場の概要

資本金 11万コントス 内、鐘紡側出資 8万コントス

コロニア側出資 3万コントス

設備 敷地 262,155米平方 建坪 6,500米平方

機械 精紡機一万錠、これに必要な混打綿機、梳綿機械、撚糸機、その他仕上機械一式

製 品 コーマー掛上級綿糸の製造
生 産 各番手にて合計日産6万疋
販売先 サンパウロ市及びその附近の織布工場、メリヤス工場、一
部は南米諸国へ輸出
従業員 200名 主力は日系2世男女
社 長 延満 三五郎

2) 東洋紡ブラジル有限会社 Fiação Extra-Fina de Algodão S/A

事務所・工場所在地 Av. do Estado 5,200 São Paulo

東洋紡績株式会社がサンパウロ市に所在するフィアソン・エストラ・フィー
ナ・デ・アルゴドン株式会社を買収し、その運営を継承したのは、1955年4月で、
これが戦後における日本企業のブラジル進出に先件をつけることになった。

会社の概要

資本金 東洋紡ブラジル有限会社 6万コントス
" フィアソン・エストラ・フィーナ・デ・アルゴドン会社
4万コントス

紡績錠数 14,272錠 織機台数 50台

従業員数 400人 紡出番手 30~80番

生産量は月額約60噸、売上月額は約9,000コントスである。

社 長 大谷 一 二

3) 倉敷紡績ブラジル有限会社

社 長 高橋 裕 一

事務所・工場所在地 Rua 15 de Novembro 184, 17階

資本金 2億クルゼイロス

梳毛糸製造機械 5,600錠 月産 2,500疋

4) 東洋棉花株式会社(現地法人)

Algodaira do Sul Ltda. (南米棉花会社)

Superfine Industria de Peças de Maquina de Costura Ltda.

(伯国ミシン工業会社)

事務所々在 地 Rua Boa Vista 84, 6階 São Paulo

南米棉花会社——東洋棉花株式会社は伯国の棉花買付のため、同社の北米テキサス州にある現在法人南部棉花会社より、森氏を伯国を派遣し、1937年に森商会の名前で、会社を創立し、その後南部棉花を経て、現在の南米棉花会社に改名している。終戦後1952年に社員が日本より派遣され、再び伯国での活動が再開され、1953年には、戦時中締結されていた資産も解除されたので、機械、雑貨、その他の一般物資の購入、伯棉の対日輸出に積極的に活動を始めた。

現在は精棉の買付、珈琲、ココア、ラミー、大豆、鉄鉱石等の輸出、金属、化学薬品、雑貨等の輸入、鐘紡ブラジル会社製品の一手販売等に従事している。伯国内の企業としては、伯国ミシン部分品、工業会社と伯国紙管工業会社の2社を有し、工業部門に活躍し、鐘紡及び倉紡の株主として、又協力者として活動している。

主席駐在員 山田 一郎 外12名

伯国ミシン工業会社——1957年12月に落成式を行つた伯国ミシン工業会社は、ベラビア区ロベリア、チジュピー街にあり、シャトルボデイ及びボビンケースの年産42万セットを目標として、従業員は、内地より専門技術者15名の指導の下に、現地工員約110名を使用し活躍している。

会社の内容

資本金	21,000,000クルゼーロス
資本構成	東洋棉花株式会社 8,250,000cr\$
	西沢特殊ミシン株式会社 8,250,000 #
	南米棉花株式会社 4,250,000 #

5) 三洋毛織ブラジル会社 Lanificio SANYO do Brasil Ltda.

代表者 中島 重次郎

所在地 Praça de Liberdade 61, 1階

6) 大日本紡績株式会社

7) ツツク紡績株式会社

2 紡織機関係

8) 豊和工業ブラジル有限責任会社

Industria Mecânica HOWA do Brasil

事務所々在地 Rua Senador Feijo 69, 2階 São Paulo

工場 工場 Estação Cezar de Souza, E. F. C. B.

豊和工業ブラジル会社は、中央線モジ・ダス・クルゼiros市郊外（セザール・デ・ソーザ）に工場を建て、1958年4月10日に落成式（Inagração）を行い、鋳鉄部門から事業を開始した。

工場は敷地15万平方米、その内鋳鉄工場38,000平方米、第一機械工場2,400平方米、第二機械工場2,400平方米、各附帯工場1,500平方米である。

豊和工業は、1956年7月資本金300万クルゼirosで創設され、その後3度の増資により、現在は15,000万クルゼirosとなり、本年には、株式会社組織に変更される予定で、資本金も2,500万クルゼirosに増資される予定である。

社長 野崎 信義

3 造船関係

9) 石川島造船株式会社 ISHIKAWAJIMA do Brasil Estaleiro S/A

日伯合弁 造船

所要資金 1,700万米弗

比率 石川島 51% ブラジル側 49%

4 製鉄関係

10) ウジミナス製鉄所 USINA Siderurgica Minas Gerais S/A

日伯合弁 製鉄

資本金 40億クルゼiros 日本側 16億 伯国側 24億

年産 鉄鉄 50万噸 鋼塊 14万噸 厚板 15万噸

社長 Amaro Ranari Junior

日本側重役 杉原 雄吉 白石 芳雄

5 機械鉄工関係

11) 海外機械興発株式会社 Ind. Mecânica Omas Ltda.

各種機械部品製造 精密ネジ製造

資本金 1,200,000cr\$

社長 高島 為雄(駐在員 松浦忠史)

場所 Rua do Manifesto 529

12) ヤンマージーゼル株式会社

小型モートル販売及アフターサービス

資本金 1,000,000cr\$

社長 佐藤 仁

場所 Av. Rio Branco 446/552

13) ブラジル農工有限会社(日商株式会社現地法人)

製油, 製粉販売

資本金 50,000,000cr\$

日産製油 40噸

社長 島崎 竜雄

場所 Rua Senador Feijo 5, 2階

14) 日立製作所 HITACHI Ltda.(Distribuidora HITACHI da Brasil S/A)

代表者(駐在員) 西田 修平

営業種目 水力, 火力発電機器, 車輛, 建設機器, 通信機, その他
機械

場所 Av. Ipiranga 1248, 2階

15) マルキユウ農業機械有限会社

MARUKYU Industria de Maquinas Agricolas Ltda.

代表者 深沢 秀次

営業種目 耕耘機, ディーゼルエンジン等の農業機械

場所 Parque D. Pedro II, 110, 4階

6 自動車関係

16) トヨタ・ド・ブラジル会社

TOYOTA do Brasil Industria e Comercio Ltda.

代表者(駐在員) 小出 清恭

営業種目 シープ製造

場 所 Av. Presidente Wilson 1943

7 電気関係

17) 東京芝浦電気株式会社 TOKYO SHIBAURA Electric Co. Ltda.

代表者 高木 康夫

場 所 Rua Libero Badaró 293, 10階

18) 松下電気株式会社(本店 リオ市)

聖市販売所 Largo de Setembro 52, 7階

8 漁業・船舶関係

19) 大洋漁業株式会社 Soc. de Pesca TAIYO Ltda.

漁 業 (マグロ, トロール, 鯨)

漁 船 6隻(除鯨船)

漁 獲 月200噸(#)

社 長 大熊 勝美

場 所 Rua Tagua 64

20) 日本冷蔵株式会社

漁 業 (マグロ)

漁 船 8隻

漁 獲 月300噸

社 長 佐藤 武雄

21) 大阪商船会社 OSAKA SHOSEN KAISHA Line

代表者(駐在員) 村井 忠三郎

場 所 Praça da Republica 270, 5階

22) 三井船舶株式会社 MITSUI Line (DAIDO-MITSUI-N.Y.K.)

a/c Agencia Maritima "Intermases" Ltda.

場 所 Rua Boa Vista 208, 8階

9 食品・製薬関係

23) 味の素株式会社

味の素包装, 販売

資本金 7,000,000cr\$

月売上 20,000,000cr\$

社 長 岡 崎 巖 (駐在員 河村芳郎)

場 所 Rua Cons. Furtado 93, 3階

24) 長岡商工有限会社 (伯国第一物産と合弁)

NAGAOKA do Brasil Industria e Comercio Ltda.

ハッカ精製

資本金 5,000,000cr\$

年 産 80噸

社 長 長岡 徳太郎

場 所 Rua Libero Badaro 293, 10階

25) パウリスタ製薬会社 (ワカモト伯国総代理店)

Produtos Cientificos Paulista Ltda.

代表者 中久保益太郎

営業種目 製薬販売業

場 所 Rua Frederico Alvarenga 230

26) プラス東京商会 (森下仁丹KK伯国総代理店)

場 所 Av. Liberdade 141

10 諸工業関係

27) パイロット万年筆ブラジル会社

Industria e Comercio de Canetas. Pilot Pen do Brasil Ltda.

事務所所在地 Rua Conde de Pinhal 92 São Paulo
工場 # Estrada de Itaquera 2001
São Miguel Paulista S.P.]

資本金 14,500,000クルゼーロス

パイロット万年筆会社は、遠藤兄弟商会との合弁事業として、1956年4月1日に発足したもので、1957年8月に敷地4,000坪、建坪1,000坪の本工場をサン・ミゲルに建設している。

生産は、自動注入機、コンベアシステムにより能率的に行われており、月産5万乃至10万打の能力を有している。

なお、販売の現況は、各州に代理店計16社をもち、全取引店3,250店(1958年1月現在)の販売網で、メーカー直接の販売方法を実施している。製造品目は、インキ、マチックインキ、及び万年筆である。

28) 西沢ミシン工業有限会社(西沢ミシン・東洋棉花会社と合弁)

Super-fine Ind. de Peças de Maq. de Costura Ltda.

ミシン頭部及一般部品製造販売

資本金 20,000,000cr\$

月産 3万台分

社長 山田 一郎

場所 Rua Libero Badaró 293, 7階

29) 土井・丸栄陶器株式会社

転写紙製造

資本金 22,000,000cr\$

月産 300,000枚

社長 真鋼 喜雄

30) 日本スピンドル製造株式会社

31) 佐渡島金属株式会社

32) パシフィックコンサルタント株式会社

33) FUJI Photo Film Co. Ltda.

代表者(駐在員) 関野 長生

營業種目 写真材料輸入

場 所 Rua Major Diogo 120

10 金融・保険関係

34) 三菱銀行 Banco MITSUBISHI S/A

駐在員 鈴木喜久太郎

場 所 Rua Silveira Martins 64 (東山銀行内)

35) 住友銀行 Banco SUMITOMO Brasileiro S/A

駐在員 村松 市太郎

場 所 Rua 15 de Novembro 245(Casa Bancario Brascot 内)

36) 富士銀行 FUJI Bank

駐在員 樋口 博三

場 所 Rua Senador Feijo 255, 3階

37) 株式会社東京銀行サンパウロ支店 The Bank of TOKYO Ltda.

代表者(支店長) 俣木 圃義

場 所 Rua Roberto Simonsen 72-78

38) 東京海上火災保険株式会社

代表者 遠藤 正

場 所 Rua São Bento 290, 2階

39) 安田生命保険株式会社

場 所 Rua Senador Feijo 69

40) 移住振興信用金融投資有限責任持分会社

IJYUSHINKO Credito Financiamento e Investimento Ltda.

JAMIC Imigração e Colonização Ltda.

代表者 太田 知庸

11 娯楽関係

41) 東宝南米会社 TOHO Filmes America do Sul Ltda.

場 所 Av. da Liberdade 65, 8階

1958年5月に日本の東宝株式会社が南米におけるマーケット拡張のため、現地法人を創設し、当初サンパウロ市の南米劇場を専属館としたが、南米劇場（東京会館）の破産により、現在は伯人経営の“JOIA”館を専属館としている。

42) 松竹会社 SHOCHIKU Filme do Brasil

代 表 會 塚 啓 二

場 所 Rua Senador Feijo 30, 9階

12 貿易関係

43) 日本貿易振興会 (JETRO)

代表者 青 木 宏 悦

場 所 Praça D. José Gaspar 30, 9階 (総領事館内)

44) 兼松ブラジル有限会社

代表者 広 川 郁 三

営業種目 各国との輸出入業、国内販売業

場 所 Rua Barão de Itapetininga 140, 12階

45) 木下商店

代表者 (駐在員) 池 田 敏

営業種目 輸出入業

場 所 Rua 24 de Maio 35, 18階

46) 伯国三菱商事会社

代表者 (駐在員) 力 石 誠 之 介

営業種目 輸入=機械, 鋼材, 電機等

輸出=農産物一般, 鉄物

場 所 Rua 15 de Novembro 184, 6階

47) 朝日物産株式会社 ASAHI BUSSAN Co. Ltda.

代表者 (駐在員) 井 口 勝 吾

営業種目 一般輸出入業

場 所 Rua Senador Feijo 69, 1階

48) 伊藤忠商事 ITOH do Brasil Ltda.

代表者(駐在員) 竹村 貞三

営業種目 輸入=鋼材, 機械類, その他

輸出=棉花, 農産物, 鉱物, その他

場 所 Rua 15 de Novembro 228, 1階

49) 日棉ド・ブラジル・リミターダ

Importadora e Exportadora NICHIMEN do Brasil Ltda.

代表者(駐在員) 宮本 慶郎

50) 丸紅・飯田伯国会社 Importadora e Exportadora Bramarida Ltda.

(MARUBENI-HIDA do Brasil Ltda.)

輸出入商

事務所々在地 Rua Boa Vista 162, 13階 São Paulo

資本金 8,000,000cr\$

丸紅・飯田伯国会社は、1954年現地法人の輸出入商として設立され、資本金800万cr\$の会社で、丸紅会社の伯国における総代理店として、本店をサンパウロ市に、リオに支店を有し、更に南米諸店の総本締としての性格をもっている。

事業内容は多岐に亘り、当伯国よりの輸出としては、棉花、羊毛、珈琲、麻類、大豆、砂糖等で、対伯輸入としては、鉄鉱製品、非鉄金属類、機械、電気、化学品、肥料、染料、繊維類、工具、ベアリング等で、最近日活映画会社の代理店として、日本の代表映画の輸入も行っている。

なお、同社の扱っているベアリングの輸入に関しては、光洋精工株式会社の総代理店をしている。

51) ブラジル第一物産会社(ブラジル三井物産会社)

事務所々在地 Rua Libero Badaró 293, 10階 S.P.

ブラジル第一物産会社は1955年1月1日に創立された第一物産のブラジル

における現地法人であり、1959年より日本の第一物産が三井物産と合同するとともに三井物産と改称された。

戦後の三井の対伯貿易は、イッペー商会を代理店として開始されていたが、1955年にブラジル物産会社(BUSSAN do Brasil Ltda.)を創立し、1956年10月にブラジル第一物産会社に改組し資本金1万コントスで、これは日本の大蔵省から正式な投資許可を得ているので、第一物産会社の全額出資である。

事業内容は、母国の一流メーカーと密接な連絡を保ち、日本から機械類、化学薬品、繊維機械類、肥料(厩成磷肥、炭素など)を輸入し、日本へは、珈琲、砂糖、大豆、羊毛、棉花、ココア等を輸出している。

第三国相互間の事業は薄荷(北米欧州向)、ピメント・ド・レーノ(対米向輸出)等取扱っている。機構としては、本店はリオで、サンパウロ市は支店であり、日本よりの駐在員10名、現地採用10数名、会計士若干名及び専属外勤員等である。なお、1956年7月神戸の長岡実業株式会社(昭和22年設立、菓種天産物製造加工販売と輸出入業経営)と共同で、ブラジル長岡商工会社(資本金5,000コントス)を設立した。

ブラジル第一物産の企業進出の第一触手ともいうべきもので、薄荷の精製輸出業を行つている。

52) 安宅産業株式会社 ATAKA & Co. Ltda.

代表者(駐在員) 浅野 義一

営業種目 鉄鋳, 非鉄金属, 機械, 化成品, 雑貨, 農産物輸出入及び販売

場 所 Rua de Novembro 197, 7階

53) ブラジル野村貿易株式会社

Intercambio Comercial NOMURA Ltda.

代表者(駐在員) 古谷 綱俊

営業種目 輸出=珈琲, 木材, その他

輸入=機械金属, 化学薬品

場 所 Rua Quintino Bocaiuva 107

54) 岩井産業株式会社

代表者(駐在員) 西脇 茂次

營業種目 輸入=鋼材, 非鉄金属

数輸出=鋁物, 農産物

場 所 Praça Antonio Prado 33, 14階

55) 住友商事株式会社

SUMITOMO SHOJI KAISHA Ltda.

代表者(駐在員) 黒川 太郎

營業種目 輸出入業全般

場 所 Rua 15 de Novembro 245

56) 大洋物産会社 TAIYO BUSSAN KAISHA Ltda.

代表者(駐在員) 酒井 榮造

營業種目 輸入=鉄鋁, 機械類一般

輸出=鋁物, 農産物等

場 所 Rua Anita Garibaldi 45, 5階

57) 江商株式会社 The GOSHO Co. Ltd.

代表者(駐在員) 池田 邦夫

營業種目 輸入=鉄鋼, 非鉄, 機械器具, 工具, 繊維品等

輸出=棉花, 珈琲, ココア, 大豆, 皮革, 鋁物, その他

場 所 Rua Barão de Itapetininga 275, 9階

58) 近江リミターダ Importadora OMI Ltda.

場 所 Rua Santa Tereza 28, 11階

59) 相互貿易株式会社 Praça da Republica Art. 81

60) 神田産業株式会社 KANDA Trading Co. Ltd.

場 所 Rua Senador Feijo 29, 9階

61) 日本航空

代表者 大沢 邦男

場 所 Rua Barão de Itapetining 255, 2階

62) 日本海外協会連合会サンパウロ支部

JAMIC Ltd. Imigração e Colonização

支部長 大沢 大作

場 所 Rua Senador Feijo 143, 9階

なお、前述以外に進出している企業、商社があるものと思料する。

資 料

当地サンパウロ市に進出している日系企業商社間では、毎月1回会合をもち、経済事情の分析その他情報交換を兼ねた懇心会を「金曜会」の名で開催している。会員名は次の通りである。

NOME DA FIRMA	ENDEREÇO	MENBROS
1. AJINOMOTO	R. Conselheiro Furtado, 93, 3階) Sr. Kawamura,	Sr. Watanabe
2. ASAHI-BUSSAN	R. Senador Feijo, 69, 1階	Sr. Iguchi Sr. Uchiyama
3. ATAKA-SANGYO	R. XV de Novembro, 197, 7階	Sr. Asano
4. BRASIL-NOOKOO	R. Senador Feijo, 115, 2階 (a/c NISHO do Brasil)	Sr. Shimazaki Sr. Ochiai
5. CONSULADO GER- AL DO JAPÃO	Pça. D. José Gaspar, 30, 9階 Sr. Inayoshi,	Sr. Ikekawa
6. CAMARA JAPAO DO COM.	R. Riachuelo, 67, 7階	Sr. Matsumoto Sr. Honda
7. DAIEI-DENKI	R. Barão de Triunfo 255	Sr. Yamaguchi Sr. Komazaki
8. DAINIPPON- BOSEKI	R. José Bonifacio, 29, 5階 (NICHIBO Limitada)	Sr. Yabashi
9. FUJI BANK	R. Senador Feijo, 205, 3階 (a/c Banco America- do Sul)	Sr. Higuchi Sr. Kawabata

- | | | |
|--------------------------|-------------------------------|---|
| 10. FUJI-FILM | R. Major Diogo, 128 | Sr. Sekino |
| 11. GOSHO | R. Barão do Itapetininga, 275 | Sr. Ikeuchi |
| 12. HITACHI | Av. Ipiranga, 1248-s/203 | Sr. Nishida
Sr. Nagai |
| 13. HOWA-KOGYO | R. Senador Feijo, 69, 2階 | Sr. Ishiki
(a/c Ind. de Maq. HOWA) |
| 14. ITOHCHU | R. XV de Novembro, 228, 1階 | Sr. Takemura, Sr. Nakanishi
(a/c ITOH do Brasil Ltda.) |
| 15. IWAI SANGYO | Pça. Antonio Prado, 33, 14階 | Sr. Nishiwaki, Sr. Ohnishi |
| 16. IJUSHINKOO | R. Senador Feijo, 143, 8階 | Sr. Ohta, |
| 17. IRIMARU SANGYO | Av. Rio Branco, 211, 5階 | Sr. Aono
(a/c NICHIMEN do Brasil) |
| 18. JETRO | Pça. don José Gaspar, 30, 9階 | Sr. Maruta, Sr. Aoki |
| 19. JIJI-TSUSHIN | R. Correia Dias, 576 | Sr. Honda |
| 20. KOHATSU | R. do Manifesto, 529 | Sr. Matsuura
Sr. Fujita |
| 21. KANEBO | R. Boa Vista, 208, 15, s/15 | Sr. Nobumitsu, Sr. Horie
(a/c Fiação e Tec. KANEBO) |
| 22. KANEMATSU | R. Barão de Itapetininga, 140 | Sr. Hirokawa, Sr. Yano
(a/c KANEMATSU do Brasil) |
| 23. KINOSHITA-
SHOTEN | R. 24 de Maio | Sr. Ikeda
Sr. Ide |
| 24. KUBOTA-TEKKO | Pque. D. Pedro, 11, 110, 4階 | Sr. Fukazawa |
| 25. KURASHIKI-
BOSEKI | R. XV de Novembro, 184, 17階 | Sr. Takahashi, Sr. Saito |
| 26. MARUBENI-IIDA | R. Boa Vista, 162, 14階 | Sr. Asama
Sr. Kishimoto |

27. MITSUBISHI-SHOJI R. XV de Novembro, 184, 6階
Sr. Chikaraishi, Sr. Suda
28. MITSUBISHI BANK R. Silveira Martins, 64 Sr. Suzuki
(a/c Banco TOZAN)
29. MITSUI-BUSSAN R. Libero Badaro, 293
(MITSUI BUSSAN do Brasil)
Sr. Hashimoto, Sr. Katsurai
30. NICHIMEN- JITSUGYO Av. Rio Branco, 211, 5階
(a/c Imp. Exp. NICHIMEN)
Sr. Miyamoto, Sr. Kujime
31. Superfine Ind. de R. Libero Badaro, 293, 7階
Peças de Maq. Sr. Yamada
de Costura
32. NISSHO R. Senador Feijo, 115, 6階
Sr. Shimazaki
33. NOMURA-BOEKI R. Quintino Bocaiuva, 107
(Intercambio Com. NOMURA)
Sr. Furuya
34. O. S. K. LINE Pça. da Republica, 270, 5階
Sr. Murai
35. PACIFIC CONSU- R. Boa Vista, 162 Sr. Uosumi
LTANTS
36. PILOT-PEN Pça. don JOAO Mendes, 62
Sr. Noro
37. SHOCHIKU FILM R. Senador Feijo, 30 Sr. Sozuka
(SHOCHIKU Film do Brasil)
38. SUMITOMO BANK R. XV de Novembro, 245
(Casa Bancaria Brascot Ltda.)
Sr. Muramatsu
39. SUMITOMO-SHOJI R. YV de Novembro, 245, 2階
Sr. Kurokawa
40. TAIYO-BUSSAN R. Anita Garibaldi, 45, 5階
Sr. Sakai
41. TAIYO-GYOGYO R. Taguá, 64 Sr. Okuma
42. TAKATA-SHOKAI R. Senador Feijo, 69, 1階 Sr. Fujihira
43. TAMURA-DENKI R. Boa Vista, 363, 1階 Sr. Inoue

- | | | |
|----------------------------------|--|--|
| 44. TOHO-EIGA | Av. da Liberdade, 65, 8階 | Sr. Sakai |
| 45. BANK OF TOKYO | R. Roberto Simonsen, 78 | Sr. Mataka |
| 46. TOKYO KAIJOO-
KASAI HOKEN | R. São Bento, 290, 22 | Sr. Endo |
| 47. TOKYO MENKA | R. Libero Badaro, 293, 7階
(Algodoeira do Sul) | Sr. Irie |
| 48. TOYOBO | Av. do Estado, 5, 200 | Sr. Yamamoto
(Fiação Extra Fina de Algodão) |
| 49. TOYOTA JIDOSHA | Av. Pres. Wilson, 1943 | Sr. Koide
(TOYOTA do Brasil Ltda.) |
| 50. TSUZUKI BOSEKI | R. Barão de Itapetininga, 140
(KANEMATSU do Brasil) | Sr. Itoh |
| 51. YAMMAR DIESEL | Av. Rio Branco, 446 | Sr. Satoh |
| 52. YASUDA KASAI-
KAIJOO | R. Barão de Itapetininga, 140 | Sr. Okamoto |
| 53. SANYO-KEORI | Pça. da Liberdade, 61 | Sr. Nakajima
Sr. Hiramatsu |

第九節 日 常 便 覧

南伯関係官庁・公共団体等住所録

- | | |
|-------------------------------|--|
| サンパウロ日本国総事館
総領事 石井 喬 | Consulado Geral do Japão
Praça dom José Gasper, 30, 9階 |
| 日本海外協会連合会サンパウロ支部
支部長 大沢 大作 | a/c Consulado Geral do Japão |
| 移住振興信用金融投資会社
大田 知庸 | Ijushinko Credito Financiamento
e Investimento Ltda.
(JAMIC Imigração e Colonização Ltda.)
Rua Senador Feijo, 143, 8階 |
| 海外貿易振興会
駐在員 青木 宏悦 | Japan External Recovery Organization
(JETRO)
a/c Consulado Geral do Japão |
| サンパウロ日本文化協会
会 長 山本喜春司 | Soc. Paulista de Cultura Japonêsa
Praça Liberdade, 90, 6階 |

ブラジル日本商業会議所 会 頭 蜂谷 専一	Camara Comercial Japonêsa do Brasil Rua Riachuelo, 67, 7階 s/71
コロニア実態調査委員会 委員長 鈴木 悌一	Comissão de Recenseamento da Colônia Japonêsa Rua São Joaquim, 381
日伯文化普及会	Aliança Cultura Brasil-Japão Rua São Joaquim, 381
日本移民援護協会	Associação de Assistencia Emigrantes do Japonêsa
サンパウロ連合青年会	Parque D. Pedro II, 72, 2階
全伯青年連盟	Rua Conde do Pinhal, 98
ピラチニンガ文化体育協会	Associação Cultura e Esportiva Piratininga Rua Valerio de Carvalho, 1
全ブラジル講道館柔道有段者会本部	Rua Climaco Barbosa, 171

主要日系報道関係

1 新聞社

サンパウロ市には、日刊新聞は三社あり、夫々特徴を生かし、読者を擧げている。

パウリスタ新聞社 Rua Oscar Cintra Gordinho, 42

サンパウロ新聞社 Rua Tomaz de Lima, 316

日伯毎日新聞社 Av. Lacerda Franco, 1074

2 放送局

サンパウロ市には日語の放送局は9局あり、更に日系人の集団地の都市にも、ブラジル放送会社より時間を買取り、日語にて放送しているものを加えるとその数約40局が活躍し、日系人に時事報道、娯楽を提供している。

なお、短波受信ラジオを所持している者は、NHK南米向け放送も聴くことが出来る。

放送時間及び周波数は次の通りである。

A NHK (日本放送協会南米向放送)

午前6時～7時30分 11,705 K C 25.63 M
9,525 31.50

ポルトガル、スペイン及び日本語で日本語は6時30分～7時

更に、NHKより南米向、豪州及び北米東部向もキャッチすることが出来る。

北米東部向 (ニューヨーク・シカゴ向) 午後9時30分～10時30分

17,955 K C 16.80 M 英語と日本語
15,325 19.58

中南米向 (メキシコ、パナマ、リマ、サンチャゴ向) 17,855 K C 16.80 M 午前10時～1時
15,325 19.58

豪州ニュージーランド向 11,800 K C 25.42 M # 6時半～7時半
15,235 19.69

註 a 周波数等資料は RADIO JAPAN NEWS より。

b 時間は伯国サンパウロ時間である。

B 国内日本語放送

	K C	M	時分	時分
a ラジオ・ピラチニンガ	1,200	49	5.30	7.00
b ラジオ・エセルシオール	670	31	6.00	6.45
c ラジオ・クルツラ (上杉)	1,200	49	18.30	19.30
d ラジオ・コメツタ	1,130		20.00	21.00
e ラジオ・クルツラ (吹本)	1,200	49	11.45	12.30
”	6,165	49	20.00	21.30
” 土曜日	1,200	49	11.45	13.00
” ”	6,165	49	20.00	22.00
” 日曜日	1,200	49	12.00	13.00
f ラジオ・ジフゾラ (ワカモト)	960	49	7.00	8.00
g ラジオ・ノーベ・デ・ジュリヨ	540	31	6.30	7.30
h プブリプラス Publicidade Radiofonia Brasil S/A Praça Liberdade, 61, 8階 São Paulo				
パンアメリカーナ放送局より	620	19 49	6.00	7.00

	KC	M	時分	時分
ボンペイア	1,470		8.00~	8.50
プ・プルデンテ	820		9.00~	9.30 20.00~20.30

ブラジルに於ける特殊単位

a 長さの単位 (単位はメートル)

ボレガード	0.027	パルマ	0.22
ペー	0.33	コバト	0.68
ブラッサ	2.20	レグア	6.50

b 面積の単位

アルケール・パウリスタ	50ブラッサ×24ブラッサ	24,200 m ²
クアルテル・パウリスタ	1アルケールの $\frac{1}{4}$	6,050 m ²
アルケール・ミネイロ	ミナス及リオ州にて使用されているもので、 100ブラッサ×100ブラッサ	
クアドラ	ブラジルの諸州で使用している。未墾地を計る場合に用い ており、43アルケール	
アルケール・ド・ノルテ	ブラジル北部諸州で使用のアルケールで、 75ブラッサ×75ブラッサ	27,225 m ²
タレファ・ド・ノルテ	ブラジル北部諸州で使用 75ブラッサ×75ブラッサ	27,225 m ²
タレファ・バイアナ	バイア州で使用 39ブラッサ×30ブラッサ	43,662 m ²
シンクエンタ	バイア州で使用 50×50 或は 10×25ブラッサ	
バルチード	アラゴマス州で使用、バイア州で使用するシンクエン タと同様で 12,1000 m ² 或は、アルケールパウリスタの半分	
なお、ブラッサ平方の面積は、	4,284 m ² である。	

c 体積の単位

クアルト	アルケールの $\frac{1}{4}$	10~20 或は 80 立迄
アルケール	40, 50, 60, 80, 160及び320立まで (サンパウロ州では	

アルケーレは50立である)

パネイロ マラニオン州で使用している。50立アルケーレパウリストと同じ。

ギイア ベルナンブーコ州で使用し、10立

カルガ・デ・ミーリヨ 15ギイア 105立

カーロ・デ・ミーリヨ ミーリヨによつて計る。15ギイア 150立

カーロ・デ・アボーボラ 南瓜平均120個分

カーロ・デ・メロンシア 西瓜平均80個分

モン・デ・ミーリヨ 11立

サツコ・デ・フアリンニヤ 100立

サッコ・デ・バタタ 100立 或は 65疋

サッコ・デ・フエイジョン 80立

サッコ・デ・アロース 100立

モーリヨ・デ・ラバゾーラ 100互のラバゾーラ 2個分

d 液体の単位

カリチーリヨ 0.266立

カナード 21.66立

ピバ 400=480立

キント 80立デッシモ 40立

トネル 500=600立

カルゲイロ 2デッシモ 或は 80立

e 重量の単位

クアルタ 120瓦

リブラ 500瓦

アローバ 15疋 (又は16, 22, 23疋もある)

サッコ・デ・アスーカル 75疋 (サンパウロ, リオ, ベルナンブーコ州では60疋)

フアルド・デ・アルゴドン 50=80疋

カーロ・デ・カンナ 800庇 (リオ, ミナス, サンパウロ州は500庇)
 カルガ・デ・ラバツーラ セアラ州では90庇

メートル換算と温度換算法

1 匁	3.8瓦	1 寸	3 匁
1 貫	3.75庇	1 勺	0.018立
1 尺	30.3匁	1 合	0.180立
		1 升	1.804立

面積では

1アール	1.0083畝	10アール	約 1 反歩
1エクタール	1町25歩	1アルケール	約 2町5反

温 度

摂氏 (C) の 0 度は華氏 (F) の 32 度に相当するが、現在一般には摂氏が使用されている。

この温度の換算は (華氏を摂氏に直す) 華氏の度数から 32 を引き 5 を掛けて 9 で割れば良い。

反対に摂氏を華氏に換えるには、摂氏の度数に 9 を掛けて 5 で割り 32 を加えれば良い。

$$C = (F - 32) \times 5 \div 9 \quad F = (C \times 9 \div 5) + 32$$

ブラジルの祝日と聖祭日

1月 1日	国際親和日
4月 21日	チラデンテス受難日
5月 1日	労働者の日
9月 7日	ブラジル独立記念日 (1822年)
11月 2日	精霊祭
11月 15日	共和制宣言記念日 (1889年)
12月 25日	ナタール

聖 祭 日

1月 1日	御割礼の祝日
-------	--------

1月 6日	御公現の祝日
2月 2日	聖母おきよめの祝日
3月25日	聖母マリアお告げの祝日
6月24日	サンジョン・パチスタ祝日
8月15日	聖母マリア御昇天の祝日
9月 8日	聖母マリア御誕生の祝日
11月 1日	諸聖人の祝日
11月 2日	死者の記念日
12月 8日	聖母無原罪のおやどり
12月25日	ナタール

その年により移動する祝祭日

3月 2日	灰の水曜日
4月17日	バスコア（復活祭）
5月26日	御昇天の祝日
6月 5日	エスピリスト・サント
6月16日	聖体の主日
11月27日	待降節の第一主日

以上

